


# 第76回 定時株主総会 招集ご通知

**開催日時** 2020年６月24日（水曜日）
午前10時

**開催場所** 第一ホテル東京
４階「プリマヴェーラ」
末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

**新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、株主総会へのご来場を見合わせ、郵送またはインターネットにより事前に議決権を行使いただくことをご検討くださいますようお願い申しあげます。また、株主総会へご出席の株主様へのお土産は取りやめさせていただきます。**

## ▶決議事項のご案内

| | |
|---|---|
| 第１号議案 | 取締役10名選任の件 |
| 第２号議案 | 監査役４名選任の件 |
| 第３号議案 | 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件 |

**招集通知閲覧も議決権行使もスマホで簡単**

スマート招集
招集通知の閲覧はこちら ▶

QRコードによる議決権行使
▶議決権行使書をご用意ください

証券コード：7893

株式会社プロネクサス

# プロネクサスはこんな会社です。

企業と投資家の皆様をつなぐお手伝い。
それがプロネクサスの使命です。

## 株主総会でも

株主総会等イベント
運営全般をサポートしています。



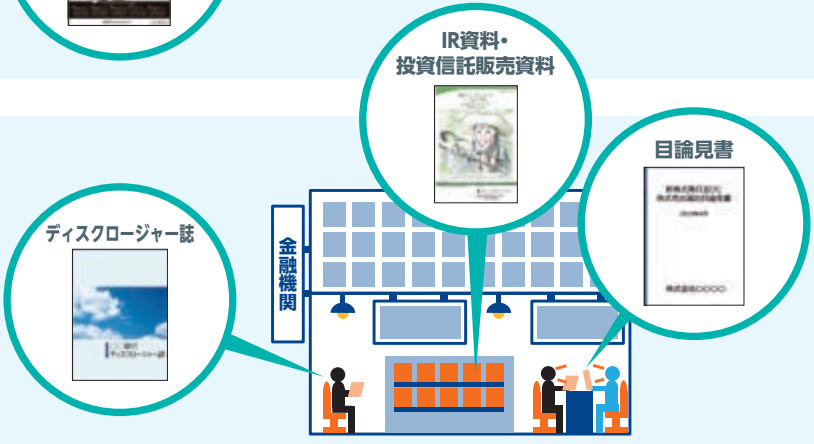

## ご自宅でも

各種投資家向け資料は、
当社の制作物です。




## 金融機関でも

目論見書や販売用資料の
作成も、当社が支援しています。



目 次




**第76回定時株主総会招集ご通知**

**日 時 | 2020年６月24日（水曜日）午前10時**
**場 所 | 第一ホテル東京　４階「プリマヴェーラ」**

04



**議決権行使等についてのご案内**

株主総会にご来場いただく方法以外に、郵送またはインターネットにより事前に議決権を行使することができますのでご検討ください。

**行使期限 | 2020年６月23日（火曜日）午後５時30分**

05



**事業報告**

当連結会計年度における当社グループの現況、業績、対処すべき課題等を掲載しております。当連結会計年度は前期に比べ増収となったものの、一部の利益科目については減益となりました。

09



**連結計算書類・計算書類**

連結計算書類の連結株主資本等変動計算書および連結注記表ならびに計算書類の株主資本等変動計算書および個別注記表につきましては、当社ウェブサイト（ https://www.pronexus.co.jp/ ）に掲載しております。

32



**監査報告書**

会計監査人および監査役が実施した監査の結果の内容を掲載しております。

37



**株主総会参考書類**

本定時株主総会に決議事項として上程させていただく議案の内容を掲載しております。こちらをご高覧いただき、議決権をご行使いただきますようお願い申しあげます。

43


**当社は、招集ご通知および株主総会参考書類の英訳版を、当社ウェブサイト（ https://www.pronexus.co.jp/ ）に掲載しております。**



## 株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。当社第76回定時株主総会を次ページのとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

当期（2020年３月期）におきましては、現在当社が推進しております「新中期経営計画2021」の１年目にあたり、親会社株主に帰属する当期純利益がわずかに未達となったものの、売上高・営業利益・経常利益については目標を達成いたしました。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、経済活動に大きな影響が生じるなど先行き不透明な状況が続いておりますが、当社は企業のディスクロージャー・ＩＲ支援を通じ、こうした様々な環境変化にも的確に対応し、当社の成長力に変えていくことができるよう、引き続き全社一丸となって取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

2020年６月８日

東京都港区海岸一丁目２番20号
株式会社プロネクサス
代表取締役社長　上野 剛史

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、株主の皆様におかれましては、株主総会へのご来場を見合わせ、郵送またはインターネットにより事前に議決権を行使いただくことをご検討ください。

### 株主総会に出席される場合



詳細は05ページ

### 株主総会に出席せず、事前に議決権を行使いただく場合

#### 郵送による議決権行使



詳細は06ページ

#### インターネットによる議決権行使



詳細は07ページ

# 第76回定時株主総会招集ご通知

| | | |
|---|---|---|
| **日　　時** | | **2020年６月24日（水曜日）午前10時** |
| **場　　所** | | **東京都港区新橋一丁目２番６号**<br>**第一ホテル東京　４階「プリマヴェーラ」**<br>末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。 |
| **目的事項** | 報告事項 | １．第76期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件<br>２．第76期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）計算書類報告の件 |
| | 決議事項 | **第１号議案**　取締役10名選任の件<br>**第２号議案**　監査役４名選任の件<br>**第３号議案**　当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件 |
| **議決権行使等についてのご案内** | | 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、株主総会へのご来場を見合わせ、**郵送またはインターネットにより事前に議決権を行使**いただくことをご検討くださいますようお願い申しあげます。<br>郵送またはインターネットにより議決権を行使いただく場合は、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2020年６月23日（火曜日）午後５時30分まで**に議決権を行使いただきますようお願い申しあげます。 |

本招集ご通知において提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結株主資本等変動計算書および連結注記表ならびに計算書類の株主資本等変動計算書および個別注記表につきましては、法令および当社定款第15条の規定にもとづき、下記の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。なお、会計監査人および監査役が監査した連結計算書類および計算書類は本招集ご通知提供書面に記載の各書類のほか、下記の当社ウェブサイトに掲載の事項となります。

株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、下記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

| | |
|---|---|
| 当社ウェブサイト | https://www.pronexus.co.jp/ |



# 議決権行使等についてのご案内



## 株主総会にご出席

**開催日時**

**2020年６月24日（水曜日）**
午前10時開始

**当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。**

**第一ホテル東京　４階「プリマヴェーラ」**
東京都港区新橋一丁目２番６号 ／ TEL（03）3501－4411
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

**新型コロナウイルス感染症への対応について**

・株主総会にご来場いただく株主の皆様におかれましては、**当日の感染状況やご自身の体調をお確かめ**のうえ、**マスクの着用**など感染予防にご配慮ください。
・感染予防措置として、受付前でのアルコール消毒や検温等を予定しており、**発熱のある方**や**体調のすぐれない方**などは、ご入場を制限させていただく場合があります。
・会場内は、株主様同士のお席の間隔を広くとらせていただきますので、**ご準備できる席数は50席程度**となる見込です。そのため、**満席時にはご入場を制限**させていただく場合があります。
・上記のほか、感染予防のための追加措置を講じる場合があります。
・本年は**株主総会当日におけるお土産の配布は取りやめ**させていただきます。
・今後の感染状況等により、**万が一株主総会会場が利用できなくなった場合は、当社本社（汐留ビルディング５階　当社セミナールーム）にて午後１時より株主総会を開催**させていただく予定です。その際は、当社ウェブサイト（https://www.pronexus.co.jp/）にてお知らせいたしますので、ご来場いただく株主の皆様におかれましては、当日必ず当社ウェブサイトをご確認ください。

株主の皆様におかれましては、何卒ご理解・ご協力のほど、よろしくお願い申しあげます。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、本年はご来場を見合わせることをご検討いただき、可能な限り郵送またはインターネットにて議決権の事前行使をお願い申しあげます。



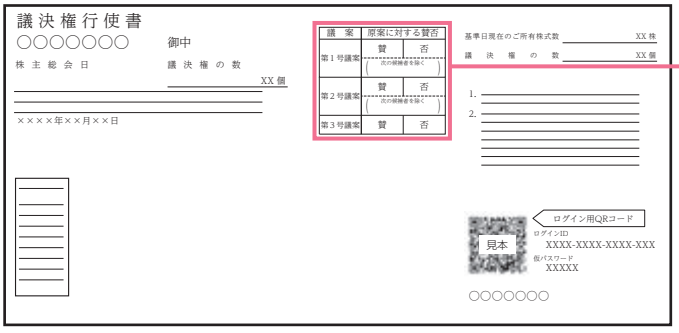
## 郵送による議決権行使

行使期限

**2020年6月23日（火曜日）**
午後5時30分必着

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。
上記の行使期限までに到着するようご返送ください。（同封の「議決権行使書用紙・記載面保護シール」をご利用ください。）

## 議決権行使書用紙のご記入方法




こちらに各議案の賛否をご記入ください。

**第1号議案、第2号議案**

- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員否認する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を否認する場合 ≫ 「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入ください。

**第3号議案**

- 賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 否認する場合 ≫ 「否」の欄に○印

＊議決権行使書用紙において、議案につき賛否のご表示のない場合は、「賛」の意思表示があったものとして取り扱うこととさせていただきます。



# インターネットによる議決権行使

**行使期限**

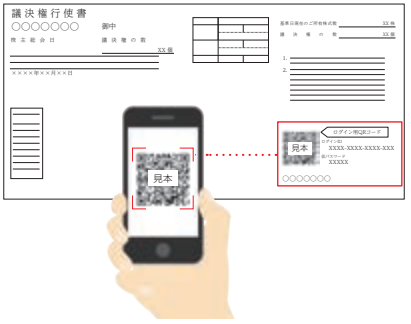
## 2020年６月23日（火曜日）
午後５時30分まで

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

**1** お手元の議決権行使書の右下に記載されたQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。




**2** 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



**QRコードを用いたログインは１回に限り可能です。**
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、次ページの「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

＊１．議決権行使サイトは、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話からアクセスが可能です。ただし、毎日午前２時から午前５時までは取り扱いを休止させていただきます。
＊２．インターネットと郵送により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
＊３．インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後におこなわれたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

## システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク
**0120－173－027**
（通話料無料／受付時間 午前９時～午後９時）

## 機関投資家の皆様へ

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

# ログインID・仮パスワードを入力する方法

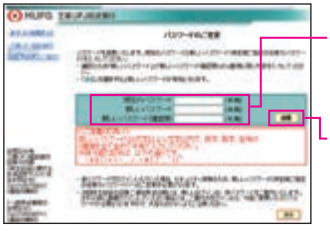
議決権行使サイト　**https://evote.tr.mufg.jp/**

**1** 議決権行使サイトにアクセスしてください。

**2** お手元の議決権行使書の右下に記載されたログインID、仮パスワードを入力し、ログインしてください。




**3** 新しいパスワードを登録してください。




**4** 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

**株主の皆様と共に取り組む森林保全**

当社では、QRコード等を用いたインターネットによる議決権行使をご利用いただけた場合、削減された郵便料金の一部を森林保全活動をおこなっている公益財団法人オイスカに寄付させていただきます。




＊1．パソコン、スマートフォンまたは携帯電話によるインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。
＊2．議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。
＊3．ご希望の株主様は、次回の株主総会から招集ご通知を電子メールで受領することができますので、パソコンまたはスマートフォンにより議決権行使サイトでお手続きください。（携帯電話ではお手続きできません。また、携帯電話のメールアドレスを指定することもできませんのでご了承ください。）

（提供書面）

（ご参考）

# 事業報告サマリー

## 業績ハイライト

| 売上高 | 営業利益 | 経常利益 | 親会社株主に帰属する当期純利益 |
|---|---|---|---|
| 24,446百万円 | 2,571百万円 | 2,717百万円 | 1,816百万円 |
| 前期比 5.6%増 | 前期比 2.9%増 | 前期比 2.0%減 | 前期比 7.8%減 |

## 「新中期経営計画2021」の進捗

| 営業利益率 | 自己資本利益率（ROE） |
|---|---|
| 10.5% | 8.2% |
| 計画比 0.3pt減 | 計画比 ±0pt |

「新中期経営計画2021」につきましては、１年目の業績目標と比較いたしますと、売上高・営業利益・経常利益は達成となりましたものの、親会社株主に帰属する当期純利益についてはわずかながら未達成となりました。

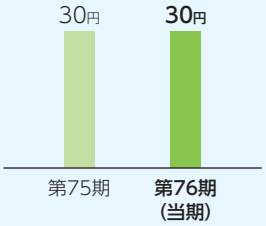
営業利益率は、売上高の増加に伴い、数値目標を達成できませんでしたが、自己資本利益率（ＲＯＥ）は数値目標を達成いたしました。

## 配当について

当社は、安定配当をベースに業績および経営環境等を総合的に加味した配当の継続を基本方針としております。

当事業年度の期末配当につきましては、当社普通株式１株につき15円とさせていただく予定です。なお、すでに１株につき15円の中間配当を実施しておりますので、年間配当は30円となります。

**配当金の推移**




▶ 関連リンク（QRコードを読み取っていただくと、当社株主総会用ウェブサイトにアクセスできます。）

スマート招集
- 「新中期経営計画2021」について
- 株主配当の推移について

# 事業報告（2019年４月１日から2020年３月31日まで）

## 1 企業集団の現況

### ⑴ 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業業績や雇用環境が期初より概ね堅調に推移してきました。しかしながら２月以降、新型コロナウイルス感染症の拡大により国民生活に多大なる影響が生じ、経済活動も停滞が避けられない状況になっております。また、海外においても米中貿易摩擦や英国のＥＵ離脱問題などの不確定要素に加えて、国内同様に新型コロナウイルスの影響が急速に拡大して先行きの予測が困難な状況に至っております。当社事業と関連性が高い国内証券市場においては、このような状況への警戒感から、20,000円台を維持してきた日経平均株価が3月に一時16,000円台まで急落するなど、不安定な状態にありました。

このような状況のもと、コーポレートガバナンス・コードを背景とした投資家への情報提供強化の動きがより幅広い企業に浸透し、招集通知やＩＲ関連製品の売上が増加いたしました。また、金融庁の電子開示システム「ＥＤＩＮＥＴ」に提出する開示書類データのＸＢＲＬ対象範囲拡大に伴い、決算関連の売上も増加いたしました。加えて、M&AによりＷｅｂ関連やデータベース関連の売上が増加いたしました。これらの増収が投資信託関連製品や、ＩＰＯ・ファイナンス関連製品の減収等マイナス要因を補った結果、当連結会計年度の売上高は、前期比5.6％増の24,446百万円となりました。

売上原価は、制作体制の強化およびサービスの向上による労務費の増加の一方、外注費および社内製造コストの抑制により、前期に比べ712百万円の増加に留まりました。これにより売上原価率は前期比0.3ポイント減の60.5％となりました。この結果、売上総利益は前期比6.3％増の9,657百万円となりました。一方、販売費及び一般管理費は、営業体制強化に伴う人件費増等により、前期比7.7％増の7,086百万円となりました。これらの結果、営業利益は前期比2.9％増の2,571百万円となりました。

営業外収益は、投資事業組合運用益および受取配当金等により159百万円となりました。設備賃貸費用を中心とした営業外費用13百万円との加減と、投資事業組合運用益が前期に比べ減少したことにより、経常利益は前期比2.0％減の2,717百万円となりました。

税金等調整前当期純利益は特別利益・特別損失を計上していないため経常利益と同額となり、投資有価証券売却益を計上していた前期に比べ7.2％減の2,717百万円となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比7.8％減の1,816百万円となりました。

なお、これらの数値を「新中期経営計画2021」１年目の業績目標と比較いたしますと、売上高・営業利益・経常利益は達成、親会社株主に帰属する当期純利益はわずかながら未達成となりました。

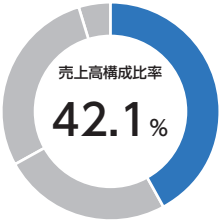
# 製品区分別の概況

## 上場会社ディスクロージャー関連

**売上高**

**10,286百万円**

**前期比　4.4%増**

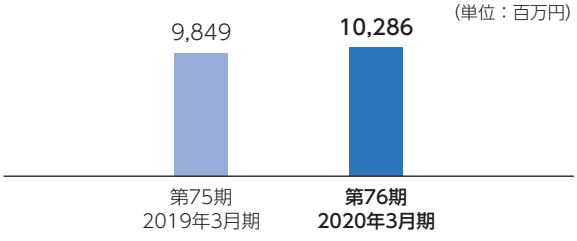



**取扱製品**

- 株主総会関連書類（招集通知等）
- 決算関連書類（決算短信、有価証券報告書等）開示業務支援システム
- IPO・ファイナンス関連書類（目論見書等）

招集通知のカラー化と受注社数増による増収に加えて、上場企業が金融庁の電子開示システム「ＥＤＩＮＥＴ」に提出する開示書類データのＸＢＲＬ対象範囲が拡大したことにより、決算関連の売上が増加いたしました。また、開示書類作成を支援するシステムサービス・アウトソーシングサービスの増収も寄与いたしました。これらの増収効果がＩＰＯ・ファイナンスの減収を補い、上場会社ディスクロージャー関連の売上高は、前期比4.4％増の10,286百万円となりました。

なお、本年３月末の国内上場会社数は約3,790社（前期比約50社増）と、６年連続で増加いたしました。

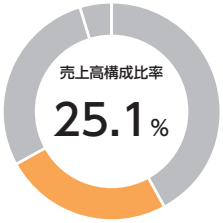



## 上場会社IR関連等

**売上高**

**6,136百万円**

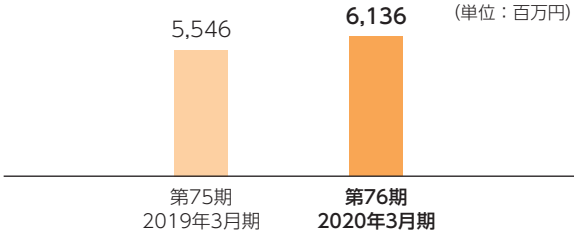
**前期比　10.6%増**




**取扱製品**

- IR関連書類（株主通信等）
- IRサイト構築・更新サービス
- 英文翻訳
- 株主総会運営支援

コーポレートガバナンス・コードの制定を背景として、ＩＲサイト構築等のＷｅｂサービスや株主総会ビジュアル化サービス等の受注が増加いたしました。また、2019年10月１日付で連結子会社化した、Ｗｅｂ制作会社の株式会社レインボー・ジャパンの売上も加わりました。これらの結果、上場会社ＩＲ関連等の売上高は、前期比10.6％増の6,136百万円となりました。

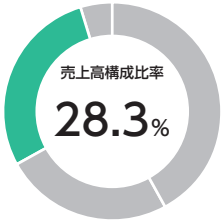


## 金融商品ディスクロージャー関連

**売上高**

**6,919百万円**

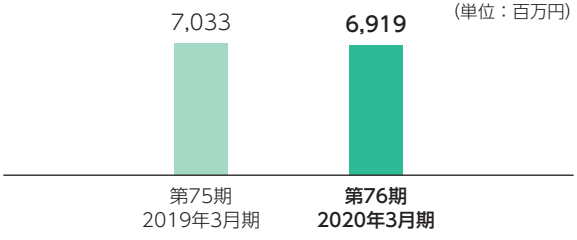
**前期比　1.6%減**




**取扱製品**

- 目論見書、有価証券届出書、運用報告書
- 投資信託書類作成システム
- 販売用資料・Webコンテンツ制作

国内投資信託市場は、一部ファンドの新規設定が減速し、主力製品である目論見書や届出書が減収となりました。また、ＪーＲＥＩＴ市場のＩＰＯ・ファイナンス関連製品や、外国投信も減収となりました。一方、金融商品の各種販促ツールや金融機関のディスクロージャー誌等は増収となりました。これらの結果、金融商品ディスクロージャー関連の売上高は、前期比1.6%減の6,919百万円となりました。

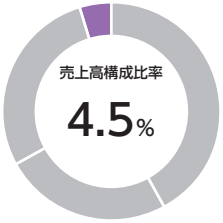



## データベース関連

**売上高**

**1,102百万円**

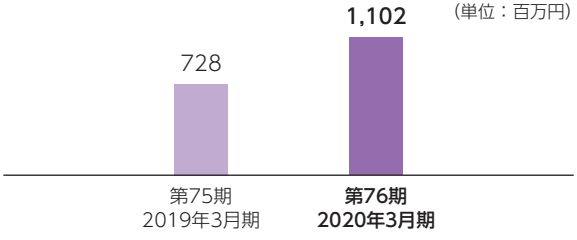
**前期比　51.4%増**




**取扱製品**

- 企業情報データベース
- 経済統計・ファイナンスデータベース

データベース関連では、既存顧客の契約更新が順調に推移するとともに新規顧客の開拓が進展いたしました。また、2018年11月１日付で株式会社アイ・エヌ情報センターを連結子会社化したことにより、データベース関連の売上高は前期比51.4%増の1,102百万円となりました。

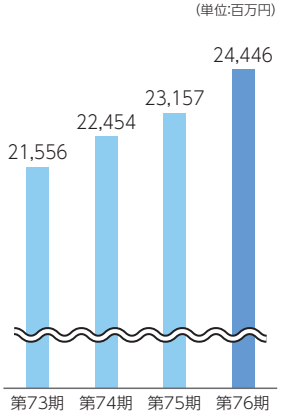


## ⑵ 直前３事業年度の財産および損益の状況

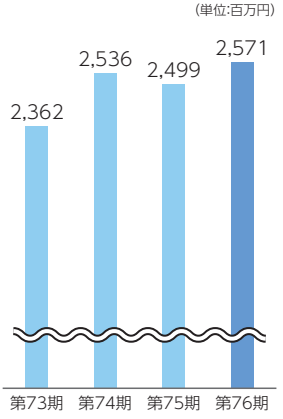
| 区　分 | | 第73期（2017年３月期） | 第74期（2018年３月期） | 第75期（2019年３月期） | 第76期（2020年３月期）（当連結会計年度） |
|---|---|---|---|---|---|
| 売上高 | （百万円） | 21,556 | 22,454 | 23,157 | 24,446 |
| 営業利益 | （百万円） | 2,362 | 2,536 | 2,499 | 2,571 |
| 経常利益 | （百万円） | 2,548 | 2,889 | 2,772 | 2,717 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | （百万円） | 1,804 | 1,872 | 1,970 | 1,816 |
| １株当たり当期純利益 | （円） | 62.12 | 66.32 | 71.19 | 67.43 |
| 総資産 | （百万円） | 28,360 | 28,871 | 28,793 | 30,161 |
| 純資産 | （百万円） | 21,400 | 21,470 | 21,885 | 22,469 |
| １株当たり純資産額 | （円） | 747.85 | 774.62 | 800.41 | 832.55 |

（注）「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　2018年２月16日）を第75期（2019年３月期）の期首から適用しており、第74期（2018年３月期）に係る総資産については、当該会計基準を遡って適用した後の数値となっております。

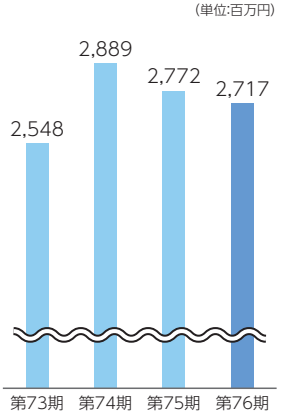
**売上高**



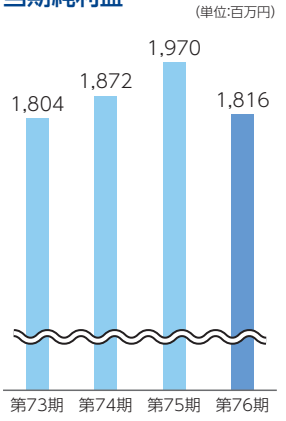

**営業利益**




**経常利益**




**親会社株主に帰属する当期純利益**



### ⑶ 対処すべき課題

当社グループは、制度環境が大きく変化する中、以下の課題に取り組むことにより、事業領域の拡張、競争力・収益力・顧客満足の向上をおこなってまいります。

① 株主総会招集通知電子化等、開示制度の変化に対応した中核ビジネスの強化と拡張
② システムサポート・ＢＰＯサービスの強化による実務支援領域の拡大
③ 金融商品分野の顧客ニーズの多様化に対応した新たなサービス体制の構築
④ コーポレートガバナンス・コードが求める投資家との対話充実に資するＩＲ支援サービスの強化
⑤ 海外投資家の増大と資本市場のグローバル化に対応した英文開示体制の強化
⑥ Ｗｅｂ化の進展に対応した企画制作体制の強化
⑦ データベース事業におけるグループ会社シナジーの最大化と市場拡大
⑧ アジア市場における日系企業支援サービス体制の強化
⑨ 領域拡大に対応する営業支援体制・バックヤードの整備
⑩ 印刷設備の安定稼働による生産性のさらなる向上と収益力の向上

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

（ご参考）

# 「新中期経営計画2021」の進捗状況について

## 当連結会計年度における重点施策の取り組み

### 1 電子化時代のお客様サポート体制の構築

- Ｗｅｂ版招集通知「スマート招集」の受注拡大と議決権行使サイトの連携強化



変化に対応した先駆的なサービスを提供

### 2 システム拡張・ドキュメントプラットフォームへの成長

- 上場企業向け開示書類作成支援システムの機能拡張・受注増
- 投信会社向けシステムサービスの導入ファンド数の増加
- お客様と当社のデータ送受信インフラをバージョンアップ
- コンサルティング・ＢＰＯサービスの拡大






システムとコンサルティングの両面でお客様の実務を支援

### 3 前中期経営計画の領域拡張継続とさらなる進化

- Ｗｅｂサービス受注増
- 株主総会ビジュアル化サービス受注増
- 海外進出支援ビジネスをベトナムに拡大



市場ニーズを踏まえた領域拡張を継続

### 4 領域拡張と収益拡大を両立する社内基盤構築

- システム等成長分野の人財を強化
- Ｗｅｂ制作会社「株式会社レインボー・ジャパン」の連結子会社化
- 印刷工場の一部設備を更新



体制強化によるコスト増を生産性向上で抑制

### 5 財務戦略

- 営業利益率目標は未達成
- 40%以上の連結配当性向と自己株式取得でＲＯＥ目標を達成

営業利益率 10.5 %

ROE 8.2 %

資本効率の向上を重要な経営課題として位置づけ

## 数値目標の達成状況

「新中期経営計画2021」１年目にあたる当連結会計年度は、主要数値目標をほぼ達成いたしました。

しかしながら2021年３月期においては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う経済活動の停滞により、当社のお客様である事業会社やＪ－ＲＥＩＴのＩＰＯ・ファイナンスの件数や投資信託の新規設定件数等が先行き不透明になることが想定されます。これらの業績影響額の算定が現段階では困難であることから、2020年５月14日付の2020年３月期決算短信において開示いたしましたとおり、同中期経営計画２年目にあたる2021年３月期の業績予想を未定といたしました。

これに伴い、同中期経営計画の２年目および３年目（2021年３月期および2022年３月期）の業績目標は一旦取り下げとさせていただきます。

今後の市場動向を見極めつつ、業績予想の算定が可能となった段階で速やかに開示いたします。

| 区　分 | | 2020年３月期 計画 | 2020年３月期 実績 | 2021年３月期 計画 | 2022年３月期 計画 |
|---|---|---|---|---|---|
| 売上高 | (百万円) | 23,700 | 24,446 | 24,500 | 25,000 |
| 営業利益 | (百万円) | 2,550 | 2,571 | 2,650 | 2,650 |
| 経常利益 | (百万円) | 2,650 | 2,717 | 2,750 | 2,750 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | (百万円) | 1,830 | 1,816 | 1,900 | 1,900 |
| 営業利益率 | (%) | 10.8 | 10.5 | 10.8 | 10.6 |
| ＲＯＥ | (%) | 8.2 | 8.2 | 8.2 | 8.2 |

数値目標をほぼ達成　数値目標を取り下げ

## ⑷ 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、1,435百万円であります。
その主なものは、開示業務支援システム等の開発費用993百万円であります。

## ⑸ 資金調達の状況

当連結会計年度中の重要な該当事項はありません。

## ⑹ 主要な事業内容（2020年３月31日現在）

ディスクロージャー・ＩＲに係る情報加工の総合サービス

## ⑺ 重要な親会社および子会社の状況

### ①親会社の状況

該当事項はありません。

### ②重要な子会社の状況

| 会 社 名 | 資 本 金 | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容 |
|---|---|---|---|
| | 百万円 | % | |
| 株式会社アスプコミュニケーションズ | 30 | 100.0 | データ加工、情報セキュリティ管理およびシステム開発 |
| 日本財務翻訳株式会社 | 80 | 100.0 | 開示書類の翻訳 |
| 株式会社アイ・エヌ情報センター | 200 | 90.0 | 経済統計・ファイナンスデータベース |
| 株式会社レインボー・ジャパン | 30 | 100.0 | Ｗｅｂサイトの制作・運用 |
| 台湾普羅納克廈斯股份有限公司 | 65<br>百万新台湾ドル | 100.0 | 日系企業向けＢＰＯ事業 |
| PRONEXUS VIETNAM CO.,LTD | 20,184<br>百万ベトナムドン | 95.0 | 日系企業向けＢＰＯ事業 |

（注）１．2019年10月１日付で株式会社レインボー・ジャパンの株式を100%取得し、同社を連結子会社といたしました。
２．2019年10月11日付でPRONEXUS VIETNAM CO.,LTDを設立し、同社を連結子会社といたしました。

## ⑻ 主要な事業所および工場（2020年３月31日現在）

### ①当社

本社　　：東京都港区海岸一丁目２番20号 汐留ビルディング
一橋オフィス：東京都千代田区神田錦町三丁目７番地１ 興和一橋ビル
大阪支店　　：大阪市中央区北浜一丁目８番16号 大阪証券取引所ビル
名古屋支店　：名古屋市中区栄三丁目８番20号 名古屋証券取引所ビル
札幌営業所　：札幌市中央区北二条西三丁目１番地 敷島ビル
広島営業所　：広島市中区鉄砲町１番20号 第３ウエノヤビル
福岡営業所　：福岡市中央区大名二丁目８番１号 肥後天神宝ビル
戸田工場　　：埼玉県戸田市南町６番７号

### ②主要な子会社

1）株式会社アスプコミュニケーションズ
　所在地：富山県富山市婦中町島本郷10番地８
2）日本財務翻訳株式会社
　所在地：東京都港区東新橋二丁目12番７号 住友東新橋ビル２号館
3）株式会社アイ・エヌ情報センター
　所在地：東京都千代田区神田錦町三丁目７番地１ 興和一橋ビル
4）株式会社レインボー・ジャパン
　所在地：東京都渋谷区恵比寿一丁目３番１号
5）台湾普羅納克廈斯股份有限公司
　所在地：台湾台北市信義区基隆路２段51号
6）PRONEXUS VIETNAM CO.,LTD
　所在地：13th Floor, Zen Plaza Building, 54-56 Nguyen Trai Street,
　　Ben Thanh Ward, District 1,Ho Chi Minh City, Viet Nam

## ⑼ 使用人の状況（2020年３月31日現在）

### ①企業集団の使用人の状況

| 使用人数 | 前連結会計年度末比増減 |
|---|---|
| 1,304名 | 110名増 |

（注）１．上記使用人数には、嘱託および臨時雇用者は含んでおりません。
２．使用人数が前連結会計年度末と比べて110名増加しましたのは、体制強化のための中途採用および2019年10月１日付で株式会社レインボー・ジャパンを連結子会社化したことなどによるものであります。

### ②当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|---|---|---|---|
| 783名 | 26名増 | 42.0歳 | 11.4年 |

（注）上記使用人数には、嘱託および臨時雇用者は含んでおりません。

## ⑽ 主要な借入先の状況（2020年３月31日現在）

| 借 入 先 | 借 入 額 |
|---|---|
| | 百万円 |
| 日本生命保険相互会社 | 50 |

## 2 会社の現況

### (1) 株式の状況（2020年３月31日現在）

**①発行可能株式総数　139,500,000株**

**②発行済株式の総数　30,716,688株**

**③株主数　12,376名**

**④大株主（上位10名）**

| 株 主 名 | 持 株 数 | 持株比率 |
|---|---|---|
| | 株 | % |
| 上野守生 | 7,266,680 | 26.99 |
| NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE FIDELITY FUNDS | 1,856,700 | 6.90 |
| 上野誠子 | 1,410,780 | 5.24 |
| プロネクサス社員持株会 | 1,186,990 | 4.41 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 840,000 | 3.12 |
| 上野吉生 | 796,000 | 2.96 |
| 上野剛史 | 732,620 | 2.72 |
| 峯戸松明子 | 729,600 | 2.71 |
| 岡田達也 | 563,200 | 2.09 |
| 上野大介 | 463,120 | 1.72 |

（注）持株比率は自己株式（3,797,152株）を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況

**①当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況**

該当事項はありません。

**②当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況**

該当事項はありません。

## ⑶ 会社役員の状況

### ①取締役および監査役の状況（2020年３月31日現在）

| 会社における地位 | 氏　名 | 担当および重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 取締役会長 | 上　野　守　生 | 日本財務翻訳株式会社　代表取締役会長 |
| 代表取締役社長 | 上　野　剛　史 | 株式会社アスプコミュニケーションズ　代表取締役社長<br>株式会社アイ・エヌ情報センター　代表取締役会長<br>台湾普羅納克廈斯股份有限公司　董事長<br>PRONEXUS VIETNAM CO.,LTD　Chairman |
| 取締役 | 渡　辺　八　男 | 専務執行役員<br>営業本部長 |
| 取締役 | 川　口　　誠 | 常務執行役員<br>製造本部長兼品質管理部、ＮＡＰＳ推進室担当 |
| 取締役 | 瀧　　正　英 | 常務執行役員<br>業務改革システム本部長 |
| 取締役 | 藤　澤　賢　二 | 常務執行役員<br>管理本部長兼法務・コンプライアンス室長 |
| 取締役 | 大和田　雅　博 | 執行役員<br>社長室長兼グループ企業担当 |
| 取締役 | 長　妻　貴　嗣 | 三協フロンテア株式会社　代表取締役社長 |
| 取締役 | 清　水　　謙 | 株式会社ＷＤＩ　代表取締役社長 |
| 取締役 | 酒　井　一　郎 | 酒井重工業株式会社　代表取締役社長 |
| 常勤監査役 | 林　田　英　美 | |
| 常勤監査役 | 中　川　幸　三 | キーコーヒー株式会社　社外取締役（監査等委員） |
| 監査役 | 竹　内　　洋 | オールニッポン・アセットマネジメント株式会社<br>代表取締役社長 |
| 監査役 | 須　藤　　修 | 須藤綜合法律事務所　パートナー<br>株式会社バンダイナムコホールディングス　社外監査役<br>三井倉庫ホールディングス株式会社　社外監査役<br>京浜急行電鉄株式会社　社外監査役 |

（注）１．取締役長妻貴嗣氏、取締役清水謙氏および取締役酒井一郎氏は、社外取締役であります。
２．常勤監査役中川幸三氏、監査役竹内洋氏および監査役須藤修氏は、社外監査役であります。
３．当社は、上記社外取締役３名および社外監査役３名を東京証券取引所の定めにもとづく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
４．常勤監査役林田英美氏、常勤監査役中川幸三氏および監査役竹内洋氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
・常勤監査役林田英美氏は、過去に当社の経理部門において、長年にわたり業務に携わっておりました。
・常勤監査役中川幸三氏は、公認会計士および税理士の資格を有しております。
・監査役竹内洋氏は、過去に金融機関の取締役常務執行役員として財務部門を担当しておりました。
５．監査役竹内洋氏は、2019年６月27日をもって清水建設株式会社の社外取締役を退任いたしました。
６．当事業年度末日後の取締役の異動は、次のとおりであります。
2020年４月１日付で、取締役の担当が次のとおり変更になりました。

| 氏　　名 | 新役職および担当 | 旧役職および担当 |
|---|---|---|
| 川　口　　誠 | 取締役　常務執行役員<br>製造本部長兼ＮＡＰＳ推進室担当 | 取締役　常務執行役員<br>製造本部長兼品質管理部、<br>ＮＡＰＳ推進室担当 |
| 藤　澤　賢　二 | 取締役　常務執行役員<br>管理本部長兼コンプライアンス推進室長<br>兼品質管理部担当 | 取締役　常務執行役員<br>管理本部長兼法務・コンプライアンス室長 |

## ②当事業年度に係る報酬等の総額

| 区　　分 | 支給員数 | 報酬等の総額 |
|---|---|---|
| | 名 | 百万円 |
| 取締役 | 10 | 239 |
| （うち社外取締役） | (3) | (19) |
| 監査役 | 4 | 39 |
| （うち社外監査役） | (3) | (24) |
| 合計 | 14 | 278 |
| （うち社外役員） | (6) | (44) |

（注）１．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．取締役の報酬限度額は、2004年６月29日開催の第60回定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
３．監査役の報酬限度額は、2001年６月28日開催の第57回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。

## ③社外役員に関する事項

1）他の法人等との重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

| 会社における地位および氏名 | 兼職先および地位 | 重要な兼職先と当社との関係 |
|---|---|---|
| 取締役<br>長　妻　貴　嗣 | 三協フロンテア株式会社<br>代表取締役社長 | 営業上の取引関係があります。当該取引に係る受取額は、当社連結売上高の0.1%未満となっておりますが、当社から兼職先への支払実績はありません。 |
| 取締役<br>清　水　　謙 | 株式会社WDI<br>代表取締役社長 | 営業上の取引関係があります。当該取引に係る受取額は、当社連結売上高の0.1%未満となっておりますが、当社から兼職先への支払実績はありません。 |
| 取締役<br>酒　井　一　郎 | 酒井重工業株式会社<br>代表取締役社長 | 営業上の取引関係があります。当該取引に係る受取額は、当社連結売上高の0.1%未満となっておりますが、当社から兼職先への支払実績はありません。 |
| 常勤監査役<br>中　川　幸　三 | キーコーヒー株式会社<br>社外取締役（監査等委員） | 特別の関係はありません。 |
| 監査役<br>竹　内　　洋 | オールニッポン・アセットマネジメント株式会社<br>代表取締役社長 | 特別の関係はありません。 |
| | 清水建設株式会社<br>社外取締役 | 営業上の取引関係があります。当該取引に係る受取額は、当社連結売上高の0.1%未満となっておりますが、当社から兼職先への支払実績はありません。 |
| 監査役<br>須　藤　　修 | 須藤綜合法律事務所<br>パートナー | 特別の関係はありません。 |
| | 株式会社バンダイナムコホールディングス<br>社外監査役 | 営業上の取引関係があります。当該取引に係る受取額は、当社連結売上高の0.1%未満となっておりますが、当社から兼職先への支払実績はありません。 |
| | 三井倉庫ホールディングス株式会社<br>社外監査役 | 営業上の取引関係があります。当該取引に係る受取額は、当社連結売上高の0.1%未満となっておりますが、当社から兼職先への支払実績はありません。 |
| | 京浜急行電鉄株式会社<br>社外監査役 | 営業上の取引関係があります。当該取引に係る受取額は、当社連結売上高の0.1%未満となっておりますが、当社から兼職先への支払実績はありません。 |

2）当事業年度における主な活動状況

イ．取締役会および監査役会への出席状況

| | 取締役会（14回開催） | | 監査役会（13回開催） | |
|---|---|---|---|---|
| | 出席回数 | 出席率 | 出席回数 | 出席率 |
| 取締役 長妻貴嗣 | 12回 | 86% | － | － |
| 取締役 清水 謙 | 14回 | 100% | － | － |
| 取締役 酒井一郎 | 9回 | 82% | － | － |
| 常勤監査役 中川幸三 | 14回 | 100% | 13回 | 100% |
| 監査役 竹内 洋 | 13回 | 93% | 11回 | 85% |
| 監査役 須藤 修 | 13回 | 93% | 12回 | 92% |

（注）取締役酒井一郎氏は、2019年６月26日開催の第75回定時株主総会において新たに取締役に選任されたため、出席率は就任後の取締役会の開催回数（11回）で算出しております。

ロ．取締役会および監査役会における発言状況

・取締役長妻貴嗣氏、取締役清水謙氏および取締役酒井一郎氏は、経営者としての豊富な経験と見識を活かし、経営全般に関する有意義な発言を積極的におこなっております。
・常勤監査役中川幸三氏は、主に財務・会計等に関し、公認会計士および税理士として専門的見地からの発言をおこなっております。
・監査役竹内洋氏は、経営に関する豊富な知識・経験にもとづき、その専門的見地からの発言をおこなっております。
・監査役須藤修氏は、主に法令・定款等の遵守状況に関し、弁護士として専門的見地からの発言をおこなっております。

### ④責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約にもとづく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

## ⑷ 会計監査人の状況

### ①名称　有限責任監査法人トーマツ

### ②報酬等の額

| | 報酬等の額 |
|---|---|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 42百万円 |
| 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 42百万円 |

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法にもとづく監査と金融商品取引法にもとづく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証をおこなったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### ③会計監査人の解任または不再任の決定方針

当社の監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合のほか、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意にもとづき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告します。

(ご参考)

# 当社のコーポレートガバナンス体制について

## 1 コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は下記の基本方針や経営理念にもとづき、コーポレートガバナンス体制を構築しております。また、コーポレートガバナンスのさらなる充実を図るため、「プロネクサス　コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定し、当社ウェブサイト上で公開しております。

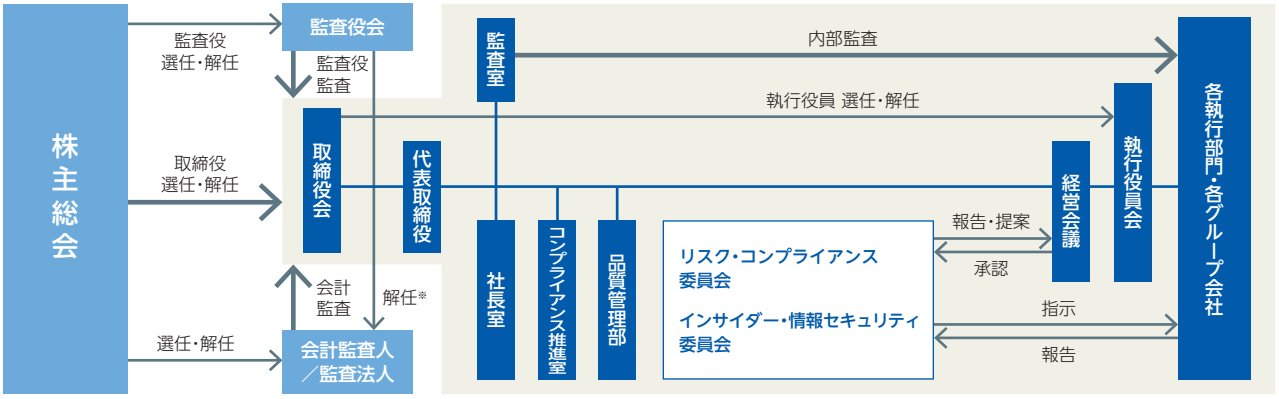
### 1．基本方針

当社は、顧客、株主、従業員、地域社会、資本市場関係者等のステークホルダーの立場を踏まえ、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、経営を効率化し、経営責任を適切・公正に遂行するため、絶えず実効性の面から経営管理体制の見直しと改善に努めております。
また、タイムリーかつ正確な経営情報の開示に努め、経営活動に対する監視・チェック機能の強化、透明性の向上、コンプライアンスおよびリスク管理の徹底を図ることでコーポレートガバナンスを充実させていくことが、経営上の最重要課題のひとつであると考えております。

### 2．経営理念

1 私たちはプロフェッショナル集団を目指します。
2 私たちはお客様に信頼されるパートナーを目指します。
3 私たちは法令遵守と情報セキュリティを追求します。
4 私たちはグローバルな視点から優れたサービスを創造し続けます。
5 私たちは企業市民としての責任に留意し、持続可能な成長を目指します。

### 当社のコーポレートガバナンスおよび内部管理体制の概要図




※会社法第340条第1項に定める事由による

## 2 株主等ステークホルダーとの関係

当社は、株主との建設的な対話を通じて、当社の経営戦略等に対する理解を得ることを目指し、当社「ディスクロージャーポリシー」および「ＩＲポリシー」にもとづく適切な対応をおこないます。

また、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上は、顧客、従業員、地域社会、資本市場関係者等のステークホルダーの貢献により実現されるものであり、当社は、各ステークホルダーとの適切な協力関係の構築に努め、経営活動を遂行します。

## 3 適切な情報開示と透明性の確保

当社は、「ディスクロージャーポリシー」および「ＩＲポリシー」にもとづき、投資判断に影響を及ぼすべき未公表の重要情報の管理の重要性を認識し、これを厳格に管理します。また、外国人株主に対する平等性の観点から、決算短信、決算説明資料等、主要な開示資料の英語版を提供します。

## 4 取締役会および監査役会

取締役会は、株主に対する受託者責任を踏まえ、中長期的な企業価値向上を目指し、当社の経営に関わる重要事項の審議および意思決定ならびに会社の事業、経営全般に対する監督をおこないます。 また、取締役会の構成については、当社グループの事業に関する深い知見を備えるとともに、財務会計、リスク管理および法令遵守等に関する多様な知見・専門性を備えた、全体として適切なバランスの取れた構成とし、その員数は10名以内とします。

監査役会は、その期待される役割・責務を実効的に果たすため、適切な経験・能力および必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者をバランスよく備え、特に財務・会計に関する十分な知見を有している者を１名以上含んだ構成とし、その員数は４名以内とします。

## 5 取締役および監査役

取締役候補者の指名については、当社の幅広い業務分野に関し、十分な知識・経験・能力を有していることはもちろんのこと、経営判断能力にすぐれ、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に貢献することが期待できる者を候補者としております。なお、取締役の解任方針についても定めております。

監査役候補者の指名については、取締役の職務の執行に対し、独立的な立場から適切に意見を述べることができ、監査役としてふさわしい人格、識見および倫理観を有している者を候補者としております。

社外役員候補者の指名については、上記に加え、企業経営、財務会計、法律およびＩＴ等の専門分野において高い見識や豊富な経験を有していること、客観的な立場から取締役の職務執行を監督するとともに、率直・活発で建設的な意見・提案により取締役会を活性化するための資質を備えていることや東京証券取引所の企業行動規範に定める独立性の基準等を考慮し、候補者を決定しております。

## 3 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容およびその運用状況の概要は以下のとおりであります。

### ⑴ 決定内容の概要

**①取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制**

経営理念にもとづく「社会・環境行動基準」を定め、当社の役員および従業員（以下、社員等という。）に周知徹底させるとともに、教育等を通じてコンプライアンスに対する意識の維持・向上を図る。また、第三者機関による内部通報制度を導入し、不正行為等の早期発見、是正に努める。

**②取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制**

取締役の職務の執行にかかる重要な意思決定および報告等に関する情報は、「文書管理規程」等社内規程にもとづき、保存および管理するものとする。

**③損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

当社は、「リスク管理規程」にもとづき、経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクに対し、未然防止、再発防止および迅速な対応に努める。また、「事業継続管理規程」を定め、当社事業の継続を確保するための体制を整備する。

**④取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制**

取締役会は、当社の経営に関わる重要事項の審議ならびに意思決定、会社の事業、経営全般に対する監督をおこなう。また、経営と執行の分離の観点から執行役員制度を導入し、執行役員は、所管する各部門の業務を執行し、その進捗を執行役員会で定期的に報告する。

**⑤会社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

当社は、「プロネクサスグループ基本規程」にもとづき、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努めるとともに、各グループ会社の状況に応じて必要な管理をおこなう。また、内部監査部門は、各グループ会社の業務の状況について、定期的に監査をおこなう。

**⑥監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項**

当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人をおくことを求めた場合、必要な人員を配置する。また、当該使用人は監査役の指揮命令に従うものとし、取締役からの指揮は受けないものとする。

**⑦当社および子会社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

当社および子会社の社員等は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、もしくは発生するおそれがあるとき、または社員等による違法もしくは不正な行為を発見したときは、速やかに監査役に報告する。

### ⑧上記⑦の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

社員等からの監査役への通報については、法令等に従い通報内容を秘密として保持するとともに、当該通報者に対する不利益な取扱いを禁止する。

### ⑨当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、費用の前払い等を請求したときは、速やかに当該費用または債務を処理する。

### ⑩その他監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制

当社は、社員等の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。また、監査役は内部監査部門との連携を図るなど、適切な意思疎通および効果的な監査業務の遂行を図る。

## ⑵ 運用状況の概要

### ①コンプライアンス

当社は、全社的なコンプライアンス推進部門であるコンプライアンス推進室を中心に、当社経営理念および「社会・環境行動基準」にもとづくコンプライアンス意識の維持・向上活動を、全社員を対象に実施しております。当事業年度におきましては、全社員を対象としたコンプライアンス研修を継続して実施したほか、外部機関を活用したコンプライアンス意識調査結果にもとづいて必要な対策を講じるなど、コンプライアンスに関する理解深耕と意識の醸成に努めております。

### ②リスク管理

当社は「リスク管理規程」にもとづき、各部門における対応すべきリスクの洗い出し、識別、分析および対応策の検討をリスク管理統括部門である総務部を中心におこなっております。

情報セキュリティに関しては、全社範囲で認証取得しておりますISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム）の活動のもと、システム単位でのリスクの特定および予防・是正処置の実施を「インサイダー・情報セキュリティ委員会」において検討、決定しております。当事業年度におきましては、サイバー攻撃等をはじめとした情報セキュリティ脅威に備えるため、社員向けの教育訓練を継続して実施したほか、当社システムにおいて事業継続の観点からリスク分析をおこなうなど、社員のセキュリティ意識の向上、情報管理体制の強化に努めております。

また、地震など自然災害発生を想定し、全社員を対象とした安否確認訓練を年２回実施しております。

### ③監査役監査

監査役は、取締役会等重要な会議への出席のほか、業務執行に係る重要書類等を確認し、当社および子会社の役員および従業員から監査に必要な情報について随時報告を受けております。また、会計監査人、監査室およびコンプライアンス推進室との情報交換等を通じて緊密な連携を保つとともに、代表取締役社長との意見交換を定期的に実施するなど、監査の実効性確保に努めております。

## 4 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容の概要は以下のとおりであります。

### ①基本方針の内容の概要

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきと考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとはいえないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をなされるために必要な情報が十分に提供されないものもあり得ます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などをおこなう必要があると考えております。

### ②基本方針の実現に資する取り組みについての概要

当社は、株主総会招集通知をはじめとしたディスクロージャーのさらなる電子化、開示の統合化等大きな事業環境の変化に対応し、当社の成長力に変えていくために、2019年４月から３か年にわたる「新中期経営計画2021」を策定し、以下の重点戦略を推進しております。

(1) 電子化時代のお客様サポート体制の構築
(2) システム拡張・ドキュメントプラットフォームへの成長
(3) 前中期経営計画の領域拡張継続とさらなる進化
(4) 領域拡張と収益拡大を両立する社内基盤構築

これらの取り組みを着実に遂行することにより、当社および当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資することができると考えております。

### ③基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

当社は、2008年４月30日開催の取締役会において「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策」を導入し、直近では2017年６月28日開催の当社第73回定時株主総会において株主の皆様の承認をいただき継続（以下、継続後のプランを「現プラン」といいます。）しておりますが、その有効期間は、2020年６月開催予定の当社第76回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）終結の時までとなっていることから、2020年５月14日開催の取締役会決議にもとづき、本定時株主総会における株主の皆様の承認を条件に、現プランの一部を変更し、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます。）として継続することを決定いたしました。

本プラン継続の背景として、当社事業が企業のディスクロージャー・ＩＲ支援という、いわば資本市場の健全な成長に貢献する社会的インフラともいうべき高い社会性を有していることが挙げられます。当社事業の継続性は、お客様のみならず、資本市場に参加する投資家、市場関係者の活動の継続性とも強いつながりを持っております。そうした事業特性がもたらす社会的責任の観点から、当社株式の大規模買付行為をおこなおうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報および時間ならびに大規模買付行為をおこなおうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランの継続を決定いたしました。

### ④具体的な取り組みに対する当社取締役会の判断およびその理由の概要

１．基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株式に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉をおこなうこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものであります。

２．株主の共同の利益を損なうものではないこと

本プランは、経済産業省および法務省が2005年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める３原則（「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」「事前開示・株主意思の原則」「必要性・相当性確保の原則」）をすべて充足しており、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年６月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

３．会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議および勧告を客観的におこなう取締役会の諮問機関として当社の業務執行をおこなう経営陣から独立した者から構成されている独立委員会を設置しております。また本プランは、デッドハンド型買収防衛策ではありません。

## 5 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元を経営の重要課題と認識し、諸施策を実施しております。配当につきましては、安定配当をベースに業績および経営環境等を総合的に加味した配当の継続を基本方針とし、原則40％以上の連結配当性向を基準としております。

当社は会社法第459条の規定にもとづき、剰余金の配当を株主総会の決議によらず、取締役会の決議によっておこなうことができる旨を当社定款に定めております。当事業年度の期末配当につきましては、2020年５月20日の取締役会決議にもとづき、当社普通株式１株につき15円とさせていただく予定です。なお、2019年10月31日の取締役会決議にもとづき、当社普通株式１株につき15円の中間配当を実施しておりますので、この結果、年間配当は30円となり、連結配当性向は44.5％となります。

また当社は、株主への利益還元と資本効率の向上に資する自己株式取得を重視しております。当事業年度においても362千株の自己株式を取得いたしました。この結果、2020年３月末時点で発行済株式総数の12.4％、3,797千株を保有しております。また、配当と当事業年度中の自己株式取得を合わせた総還元性向は、70.7％と引き続き高水準にあります。

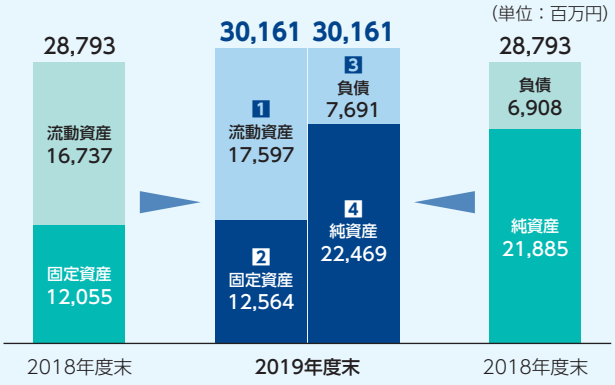
（ご参考）

# 連結計算書類等サマリー

## 連結貸借対照表（2020年3月31日現在）

**1 流動資産**
現金及び預金の増加、受取手形及び売掛金の増加等により、前期比859百万円増加し、17,597百万円となりました。

**2 固定資産**
無形固定資産の増加等により、前期比508百万円増加し、12,564百万円となりました。

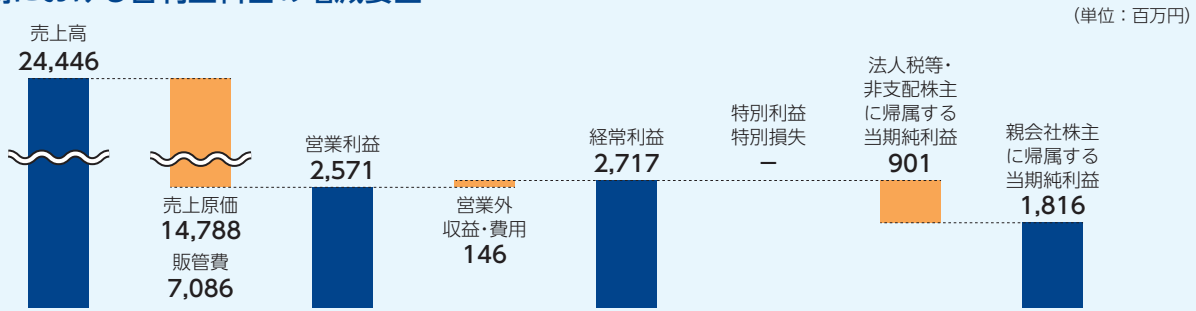



**3 負債**
未払法人税等の増加、退職給付に係る負債の増加等により、前期比783百万円増加し、7,691百万円となりました。

**4 純資産**
親会社株主に帰属する当期純利益の計上による増加、自己株式の取得による減少等により、前期比584百万円増加し、22,469百万円となりました。

## 連結損益計算書（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

### 当期における各利益科目の増減要因




▶ **関連リンク**（QRコードを読み取っていただくと、当社株主総会用ウェブサイトにアクセスできます。）

スマート招集
- 連結株主資本等変動計算書および連結注記表
- 株主資本等変動計算書および個別注記表

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表（2020年３月31日現在）

単位：千円

| 科目 | 当期 | （ご参考）前期 |
|---|---|---|
| **資産の部** | | |
| **流動資産** | **17,597,546** | **16,737,964** |
| 現金及び預金 | 11,321,869 | 11,014,355 |
| 受取手形及び売掛金 | 2,535,453 | 2,185,519 |
| 有価証券 | 2,899,943 | 2,799,948 |
| 仕掛品 | 500,833 | 436,968 |
| 原材料及び貯蔵品 | 10,638 | 11,976 |
| その他 | 330,309 | 290,649 |
| 貸倒引当金 | △1,501 | △1,454 |
| **固定資産** | **12,564,205** | **12,055,847** |
| **有形固定資産** | **4,595,928** | **4,506,112** |
| 建物及び構築物 | 1,434,222 | 1,453,765 |
| 機械装置及び運搬具 | 584,394 | 594,312 |
| 土地 | 2,051,274 | 2,050,727 |
| その他 | 526,036 | 407,306 |
| **無形固定資産** | **2,471,621** | **1,942,764** |
| **投資その他の資産** | **5,496,656** | **5,606,970** |
| 投資有価証券 | 3,673,457 | 3,877,185 |
| 繰延税金資産 | 552,503 | 504,912 |
| その他 | 1,288,575 | 1,242,740 |
| 貸倒引当金 | △17,879 | △17,867 |
| **資産合計** | **30,161,752** | **28,793,811** |

| 科目 | 当期 | （ご参考）前期 |
|---|---|---|
| **負債の部** | | |
| **流動負債** | **4,633,225** | **3,969,190** |
| 支払手形及び買掛金 | 848,282 | 798,774 |
| 短期借入金 | 50,000 | 50,000 |
| １年内返済予定の長期借入金 | 6,672 | 300,000 |
| 未払法人税等 | 689,136 | 295,648 |
| 賞与引当金 | 733,104 | 686,839 |
| その他 | 2,306,029 | 1,837,928 |
| **固定負債** | **3,058,759** | **2,939,112** |
| 長期借入金 | 8,324 | － |
| 繰延税金負債 | 140,967 | 214,911 |
| 役員退職慰労引当金 | 12,230 | 9,560 |
| 退職給付に係る負債 | 2,516,212 | 2,413,028 |
| その他 | 381,025 | 301,612 |
| **負債合計** | **7,691,985** | **6,908,303** |
| **純資産の部** | | |
| **株主資本** | **21,905,112** | **21,378,442** |
| 資本金 | 3,058,650 | 3,058,650 |
| 資本剰余金 | 4,683,596 | 4,683,596 |
| 利益剰余金 | 17,964,008 | 16,960,447 |
| 自己株式 | △3,801,142 | △3,324,251 |
| **その他の包括利益累計額** | **506,826** | **458,106** |
| その他有価証券評価差額金 | 558,391 | 555,458 |
| 為替換算調整勘定 | △14,448 | △12,090 |
| 退職給付に係る調整累計額 | △37,115 | △85,261 |
| **非支配株主持分** | **57,827** | **48,959** |
| **純資産合計** | **22,469,767** | **21,885,508** |
| **負債純資産合計** | **30,161,752** | **28,793,811** |

## 連結損益計算書 (2019年４月１日から2020年３月31日まで)

単位：千円

| 科目 | 当期 | (ご参考) 前期 |
|---|---|---|
| **売上高** | **24,446,336** | **23,157,864** |
| **売上原価** | **14,788,439** | **14,076,210** |
| **売上総利益** | **9,657,896** | **9,081,653** |
| **販売費及び一般管理費** | **7,086,338** | **6,582,233** |
| **営業利益** | **2,571,558** | **2,499,419** |
| **営業外収益** | **159,400** | **283,526** |
| 受取利息及び配当金 | 34,400 | 27,038 |
| 持分法による投資利益 | 12,459 | 19,834 |
| 投資事業組合運用益 | 33,126 | 155,184 |
| その他 | 79,414 | 81,469 |
| **営業外費用** | **13,125** | **10,431** |
| 支払利息 | 2,329 | 2,638 |
| その他 | 10,795 | 7,793 |
| **経常利益** | **2,717,833** | **2,772,515** |
| **特別利益** | **－** | **154,676** |
| 投資有価証券売却益 | － | 124,740 |
| 負ののれん発生益 | － | 29,935 |
| **税金等調整前当期純利益** | **2,717,833** | **2,927,191** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,031,255 | 897,050 |
| 法人税等調整額 | △134,256 | 58,153 |
| **当期純利益** | **1,820,835** | **1,971,987** |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | 4,254 | 1,733 |
| **親会社株主に帰属する当期純利益** | **1,816,580** | **1,970,253** |

# 計算書類

## 貸借対照表（2020年３月31日現在）

単位：千円

| 科目 | 当期 | （ご参考）前期 |
|---|---|---|
| **資産の部** | | |
| **流動資産** | **15,084,991** | **14,790,288** |
| 現金及び預金 | 9,267,583 | 9,429,173 |
| 受取手形 | 11,006 | 15,337 |
| 売掛金 | 2,385,501 | 2,148,902 |
| 有価証券 | 2,799,947 | 2,699,952 |
| 仕掛品 | 265,285 | 197,720 |
| 原材料及び貯蔵品 | 10,436 | 11,961 |
| 前払費用 | 291,300 | 262,635 |
| その他 | 54,420 | 25,043 |
| 貸倒引当金 | △490 | △437 |
| **固定資産** | **11,585,881** | **11,104,909** |
| **有形固定資産** | **3,328,837** | **3,321,127** |
| 建物 | 981,797 | 1,016,717 |
| 構築物 | 11,539 | 14,958 |
| 機械及び装置 | 584,227 | 594,057 |
| 車両運搬具 | 167 | 255 |
| 工具器具備品 | 304,538 | 315,770 |
| 土地 | 1,379,367 | 1,379,367 |
| 建設仮勘定 | 67,200 | － |
| **無形固定資産** | **2,174,862** | **1,959,498** |
| ソフトウェア | 2,037,109 | 1,766,136 |
| ソフトウェア仮勘定 | 130,931 | 186,481 |
| その他 | 6,820 | 6,880 |
| **投資その他の資産** | **6,082,182** | **5,824,284** |
| 投資有価証券 | 3,062,849 | 3,261,309 |
| 関係会社株式 | 1,848,953 | 1,466,585 |
| 敷金及び保証金 | 594,116 | 606,506 |
| 施設利用会員権 | 46,081 | 46,081 |
| その他 | 548,060 | 461,669 |
| 貸倒引当金 | △17,879 | △17,867 |
| **資産合計** | **26,670,873** | **25,895,197** |

| 科目 | 当期 | （ご参考）前期 |
|---|---|---|
| **負債の部** | | |
| **流動負債** | **3,992,449** | **3,569,365** |
| 買掛金 | 990,086 | 954,049 |
| 短期借入金 | 50,000 | 50,000 |
| １年内返済予定の長期借入金 | － | 300,000 |
| リース債務 | 37,403 | 39,122 |
| 未払金 | 557,711 | 590,665 |
| 未払消費税等 | 214,346 | 94,671 |
| 未払法人税等 | 558,139 | 249,634 |
| 未払費用 | 454,842 | 298,996 |
| 前受収益 | 505,484 | 378,342 |
| 賞与引当金 | 468,827 | 446,389 |
| その他 | 155,608 | 167,493 |
| **固定負債** | **1,765,280** | **1,734,910** |
| リース債務 | 115,794 | 66,352 |
| 役員長期未払金 | 219,000 | 219,000 |
| 繰延税金負債 | 101,853 | 201,917 |
| 退職給付引当金 | 1,328,632 | 1,240,723 |
| その他 | － | 6,917 |
| **負債合計** | **5,757,730** | **5,304,276** |
| **純資産の部** | | |
| **株主資本** | **20,354,743** | **20,035,462** |
| **資本金** | **3,058,650** | **3,058,650** |
| **資本剰余金** | **4,683,596** | **4,683,596** |
| 資本準備金 | 4,683,596 | 4,683,596 |
| **利益剰余金** | **16,413,639** | **15,617,467** |
| 利益準備金 | 177,336 | 177,336 |
| その他利益剰余金 | 16,236,302 | 15,440,130 |
| 固定資産圧縮積立金 | 1,410,420 | 1,439,024 |
| 別途積立金 | 12,600,000 | 12,600,000 |
| 繰越利益剰余金 | 2,225,882 | 1,401,106 |
| **自己株式** | **△3,801,142** | **△3,324,251** |
| **評価・換算差額等** | **558,399** | **555,458** |
| **その他有価証券評価差額金** | **558,399** | **555,458** |
| **純資産合計** | **20,913,143** | **20,590,921** |
| **負債純資産合計** | **26,670,873** | **25,895,197** |

## 損益計算書（2019年４月１日から2020年３月31日まで）

単位：千円

| 科目 | 当期 | （ご参考）前期 |
|---|---|---|
| **売上高** | **23,333,887** | **22,754,580** |
| **売上原価** | **14,473,516** | **14,289,145** |
| **売上総利益** | **8,860,370** | **8,465,434** |
| **販売費及び一般管理費** | **6,655,000** | **6,378,547** |
| **営業利益** | **2,205,370** | **2,086,886** |
| **営業外収益** | **162,196** | **285,851** |
| 受取利息及び配当金 | 51,832 | 50,414 |
| 設備賃貸料 | 27,806 | 34,309 |
| 投資事業組合運用益 | 33,126 | 155,184 |
| その他 | 49,430 | 45,942 |
| **営業外費用** | **10,679** | **8,175** |
| 支払利息 | 1,613 | 2,217 |
| その他 | 9,065 | 5,958 |
| **経常利益** | **2,356,886** | **2,364,562** |
| **特別利益** | **－** | **124,740** |
| 投資有価証券売却益 | － | 124,740 |
| **税引前当期純利益** | **2,356,886** | **2,489,303** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 839,506 | 770,959 |
| 法人税等調整額 | △91,810 | 48,505 |
| **当期純利益** | **1,609,191** | **1,669,838** |

# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2020年５月18日

株式会社プロネクサス
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　三　井　勇　治　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　宇治川　雄　士　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社プロネクサスの2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社プロネクサス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2020年５月18日

株式会社プロネクサス
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　三　井　勇　治　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　宇治川　雄　士　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社プロネクサスの2019年４月１日から2020年３月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 監査役会の監査報告

### 監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第76期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

⑴事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及び有限責任監査法人トーマツから受けております。

④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

⑵計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
⑶連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月19日

株式会社プロネクサス　監査役会
常勤監査役　林　田　英　美　㊞
常勤監査役　中　川　幸　三　㊞
監　査　役　竹　内　　洋　㊞
監　査　役　須　藤　　修　㊞

監査役 中川幸三、竹内　洋及び須藤　修は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

（ご参考）

# 株主総会参考書類サマリー

本定時株主総会に上程させていただく予定の議案の要旨は以下のとおりです。お手数ですが、ご高覧いただきますようお願い申しあげます。

## 第１号議案　取締役10名選任の件

当社では、取締役の信任を毎年株主の皆様にお諮りするため、当社定款により取締役の任期を１年と定めております。つきましては、本定時株主総会終結の時をもって取締役全員（10名）が任期満了となることから、取締役10名の選任をお願いするものです。

なお、候補者の指名にあたっては、次ページの【取締役および監査役候補者の指名方針・手続】にもとづき決定しております。

## 第２号議案　監査役４名選任の件

監査役全員（４名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となることから、監査役４名の選任をお願いするものです。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

候補者の指名にあたっては、次ページの【取締役および監査役候補者の指名方針・手続】にもとづき決定しております。

## 第３号議案　当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

2017年６月に株主の皆様よりご承認いただきました「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」につきまして、有効期間である３年が経過することに伴い、内容を一部変更し、更新をお願いするものです。主な変更点は以下のとおりです。

1．買付者等による大規模買付等に対する株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報を提供いただく期間に上限（60日）を設ける旨の定めを追加しました。
2．新株予約権の行使が認められない者が有する新株予約権の取得の対価として金銭の交付をおこなわない旨を明記しました。

## 【取締役および監査役候補者の指名方針・手続】 ＊「プロネクサス コーポレートガバナンス・ガイドライン」より抜粋

①取締役候補者

取締役候補者の指名にあたっては、当社の幅広い業務分野に関し、十分な知識・経験・能力を有していることはもちろんのこと、経営判断能力にすぐれ、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に貢献することが期待できる者を候補者として指名し、取締役会にて決定しております。また、年に１回実施する取締役会の実効性評価において、取締役に要求される資質や属性についての議論をおこなっております。

取締役の解任方針については、当該取締役につき法令違反・不当な業務執行等により、当社グループの企業価値を著しく毀損したり、職務執行に著しい支障が生じたりするなど、当社取締役に求める資質が認められなくなった場合には、取締役会で審議のうえ、役位の解職その他の処分または株主総会に対する解任議案の提出について、決定いたします。

②監査役候補者

監査役候補者の指名にあたっては、取締役の職務の執行に対し、独立的な立場から適切に意見を述べることができ、監査役としてふさわしい人格、識見および倫理観を有している者を候補者として指名し、監査役会の同意を得たうえで、取締役会にて決定しております。

＊社外役員候補者については、上記に加え、企業経営、財務会計、法律およびＩＴ等の専門分野において高い見識や豊富な経験を有していること、客観的な立場から取締役の職務執行を監督するとともに、率直・活発で建設的な意見・提案により取締役会を活性化するための資質を備えていること、ならびに当社で定める独立性判断基準を考慮しております。

**▶ 関連リンク（QRコードを読み取っていただくと、当社株主総会用ウェブサイトにアクセスできます。）**

スマート招集

- **プロネクサス コーポレートガバナンス・ガイドライン**
- **買収防衛策の継続について（2020年５月14日付適時開示資料）**

# 株主総会参考書類

## 第１号議案　取締役10名選任の件

取締役全員（10名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 | 候補者属性 | 現在の当社における地位・担当 | 取締役会出席状況（2019年度） |
|---|---|---|---|---|
| 1 | うえの　もりお<br>上野　守生 | 再任 | 取締役会長 | 13/14回<br>93% |
| 2 | うえの　たけし<br>上野　剛史 | 再任 | 代表取締役社長 | 14/14回<br>100% |
| 3 | わたなべ　やつお<br>渡辺　八男 | 再任 | 取締役 専務執行役員<br>営業本部長 | 14/14回<br>100% |
| 4 | かわぐち　まこと<br>川口　誠 | 再任 | 取締役 常務執行役員<br>製造本部長<br>兼 NAPS推進室担当 | 14/14回<br>100% |
| 5 | たき　まさひで<br>瀧　正英 | 再任 | 取締役 常務執行役員<br>業務改革システム本部長 | 14/14回<br>100% |
| 6 | ふじさわ　けんじ<br>藤澤　賢二 | 再任 | 取締役 常務執行役員<br>管理本部長<br>兼 コンプライアンス推進室長、<br>兼 品質管理部担当 | 14/14回<br>100% |
| 7 | おおわだまさひろ<br>大和田雅博 | 再任 | 取締役 執行役員<br>社長室長 兼 グループ企業担当 | 13/14回<br>93% |
| 8 | ながつま　たかつぐ<br>長妻　貴嗣 | 再任　社外　独立 | 社外取締役 | 12/14回<br>86% |
| 9 | しみず　けん<br>清水　謙 | 再任　社外　独立 | 社外取締役 | 14/14回<br>100% |
| 10 | さかい　いちろう<br>酒井　一郎 | 再任　社外　独立 | 社外取締役 | 9/11回<br>82% |

再任　再任取締役候補者　　社外　社外取締役候補者　　独立　東京証券取引所の定めにもとづく独立役員

（注）酒井一郎氏は、2019年６月26日開催の第75回定時株主総会において新たに取締役に選任されたため、就任後に開催された取締役会への出席状況を記載しております。

候補者番号 1

# 上野（うえの） 守生（もりお） （1939年11月５日生） 再任



所有する当社の株式数
**7,266,680株**

2019年度
取締役会出席状況
**13／14回**
**(93%)**

## 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1966年１月 当社入社
常務取締役
1976年１月 当社代表取締役社長
2008年６月 当社代表取締役社長 兼 CEO
2010年６月 当社代表取締役会長
2013年４月 日本財務翻訳株式会社
代表取締役会長（現任）
2015年６月 当社取締役会長（現任）

## 取締役候補者とした理由

上野守生氏は、当社の前社長として長年にわたり経営を担い、豊富な経験と実績を有しております。現在は取締役会長として、経験に裏付けられた的確な視点から経営全般に関する助言をおこなっており、重要事項の決定や業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、取締役候補者といたしました。

候補者番号 2

# 上野（うえの） 剛史（たけし） （1970年１月30日生） 再任



所有する当社の株式数
**732,620株**

2019年度
取締役会出席状況
**14／14回**
**(100%)**

## 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1997年６月 当社入社
1999年10月 当社営業本部電子開示推進室長
2000年６月 当社取締役
2004年４月 当社常務取締役
2005年６月 当社専務取締役
2007年６月 当社取締役副社長
2008年６月 当社代表取締役副社長 兼 COO
2010年５月 株式会社アスプコミュニケーションズ
代表取締役社長（現任）
2010年６月 当社代表取締役社長（現任）
2014年７月 台湾普羅納克慶斯股份有限公司
董事長（現任）
2018年11月 株式会社アイ・エヌ情報センター
代表取締役会長（現任）
2019年10月 PRONEXUS VIETNAM CO., LTD
Chairman（現任）

## 取締役候補者とした理由

上野剛史氏は、入社以来10年以上にわたり法定開示書類の電子化やデータベース事業など、現在の当社事業の大きな柱となる新分野を立上げ、陣頭指揮を執ってまいりました。当社社長就任後は、中期経営計画の推進により、電子化等の環境変化に対応した事業構造の変革に取り組み、新規事業分野においては海外進出支援事業における業績を順調に拡大いたしました。このように企業価値向上に資する様々な経営課題に対して着実に取り組んでおり、今後も強いリーダーシップが期待できることから、取締役候補者といたしました。

候補者番号 3

## 渡辺（わたなべ） 八男（やつお）（1953年1月21日生）

再任



所有する当社の株式数
**104,900株**

2019年度
取締役会出席状況
**14／14回**
**（100%）**

### 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1973年 3 月 当社入社
1999年 4 月 当社営業本部カスタマサービス部長
2000年 6 月 当社取締役
2003年 6 月 当社常務取締役
2008年 4 月 当社常務取締役
ディスクロージャー営業本部長
2008年 6 月 当社取締役 専務執行役員
営業本部長（現任）

### 取締役候補者とした理由

渡辺八男氏は、入社以来営業部門や制作部門に携わるなど、幅広い業務経験および知識を有しており、現在は営業本部長として営業部門全体を牽引し、当社主力事業の拡大、新規事業推進の中心的役割を担っております。これらの経験および実績を当社経営に活かすことができると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号 4

## 川口（かわぐち） 誠（まこと）（1956年3月2日生）

再任



所有する当社の株式数
**65,200株**

2019年度
取締役会出席状況
**14／14回**
**（100%）**

### 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1976年 4 月 当社入社
2006年 6 月 当社取締役
ディスクロージャー営業本部DTP
制作部長
2008年 6 月 当社取締役 常務執行役員
カスタマサービス本部長
2011年 4 月 当社取締役 常務執行役員
制作本部長 兼 制作部長
2020年 4 月 当社取締役 常務執行役員
製造本部長 兼 NAPS推進室担当
（現任）

### 取締役候補者とした理由

川口誠氏は、入社以来制作・製造部門に携わり、一連の製造に関する豊富な経験および知識を有しております。現在は製造本部長として当社戸田工場の生産効率向上や製造コストの抑制に寄与しており、これらの経験および実績を当社経営に活かすことができると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号 5

# 瀧（たき） 正英（まさひで）（1959年５月９日生） 再任



所有する当社の株式数
**38,000株**

2019年度
取締役会出席状況
**14／14回**
**（100%）**

## 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1997年12月 当社入社
営業本部情報システム部長
2006年６月 当社取締役
情報システム室長
2008年６月 当社取締役 常務執行役員
情報システム本部長 兼 ISO推進室（ISMS）担当
2012年４月 当社取締役 常務執行役員
情報システム本部長 兼 品質管理部担当
2017年４月 当社取締役 常務執行役員
業務改革システム本部長（現任）

## 取締役候補者とした理由

瀧正英氏は、長年にわたって情報システム関連業務に携わり、ITに関する高度な知識および経験を有しております。現在は業務改革システム本部長として情報セキュリティの強化やITを活用した全社横断的な業務改革を推進しており、これらの経験および実績を当社経営に活かすことができると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号 6

# 藤澤（ふじさわ） 賢二（けんじ）（1958年７月18日生） 再任



所有する当社の株式数
**13,200株**

2019年度
取締役会出席状況
**14／14回**
**（100%）**

## 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

2011年４月 株式会社タイトー
総務人事本部長
2014年４月 当社入社
管理本部 副本部長
2014年10月 当社管理本部 副本部長
兼 法務・コンプライアンス室長
2015年６月 当社取締役 常務執行役員
管理本部長 兼 法務・コンプライアンス室長
2020年４月 当社取締役 常務執行役員
管理本部長 兼 コンプライアンス推進室長 兼 品質管理部担当（現任）

## 取締役候補者とした理由

藤澤賢二氏は、前職より人事制度設計やコンプライアンス体制の整備に取り組むなど、総務・人事分野での豊富な経験および知識を有しております。現在は管理本部長として情報管理体制の強化や人財育成を推進しており、当社コーポレートガバナンスのさらなる推進・強化が期待できることから、取締役候補者といたしました。

候補者番号 7

## 大和田（おおわだ） 雅博（まさひろ） （1952年９月22日生） 再任



所有する当社の株式数
**31,300株**

2019年度
取締役会出席状況
**13／14回**
**(93%)**

### 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

2001年 2 月 当社入社
2002年 4 月 当社営業本部総合企画室長
2003年 5 月 当社社長室長
2006年 6 月 当社取締役
社長室長
2007年 7 月 当社取締役
社長室長 兼 グループ企業担当、
法務・コンプライアンス室担当
2008年 6 月 当社取締役 執行役員
社長室長 兼 グループ企業担当、
法務・コンプライアンス室担当、
内部統制推進室担当
2010年 4 月 当社取締役 執行役員
社長室長 兼 グループ企業担当
（現任）

### 取締役候補者とした理由

大和田雅博氏は、入社以来経営企画、IR等の業務に携わり、豊富な知見を有しております。現在は社長室長として当社成長戦略の立案、推進のほか、グループ会社管理の中核を担っており、当社グループ経営に貢献することが期待できることから、取締役候補者といたしました。

候補者番号 8

## 長妻（ながつま） 貴嗣（たかつぐ） （1965年５月21日生） 再任 社外 独立



所有する当社の株式数
**ー株**

2019年度
取締役会出席状況
**12／14回**
**(86%)**

### 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1992年 4 月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社
1994年 1 月 三協フロンテア株式会社入社
1995年 6 月 同社取締役経営企画部長 兼 営業本部地方ブロック統括
1996年 6 月 同社専務取締役経営企画部長
2001年 6 月 同社代表取締役専務営業推進本部長
2002年 6 月 同社代表取締役社長（現任）
2016年 6 月 当社社外取締役（現任）

### 社外取締役候補者とした理由

長妻貴嗣氏は、現在企業の代表取締役社長を務めており、企業経営における豊富な経験や見識を客観的立場から当社経営に活かしていただくことで、コーポレートガバナンスの一層の充実が期待できることから、社外取締役候補者といたしました。

候補者番号 9

## 清水（しみず） 謙（けん） （1968年6月23日生）

再任 社外 独立



所有する当社の株式数
**ー株**

2019年度
取締役会出席状況
**14／14回**
**(100%)**

### 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1992年 4 月 株式会社さくら銀行（現株式会社三井住友銀行）入行
1998年 5 月 株式会社ダブリュー・ディー・アイホールディング(現株式会社WDI)入社 取締役
2003年 4 月 同社代表取締役社長（現任）
2018年 6 月 当社社外取締役（現任）

### 社外取締役候補者とした理由

清水謙氏は、現在企業の代表取締役社長を務めており、北米やアジア諸国など幅広い地域でのマネジメントに関する豊富な経験を有しております。そうした経営者としての経験とグローバルな視点から、当社経営に対し適切なご助言をいただくことで、グループガバナンスのさらなる強化が期待できることから、社外取締役候補者といたしました。

候補者番号 10

## 酒井（さかい） 一郎（いちろう） （1961年12月4日生）

再任 社外 独立



所有する当社の株式数
**ー株**

2019年度
取締役会出席状況
**9／11回**
**(82%)**

### 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1990年 7 月 酒井重工業株式会社入社
1991年 6 月 同社取締役経営企画室副室長
1993年 7 月 同社常務取締役業務推進室長
1995年 3 月 同社代表取締役社長（現任）
2019年 6 月 当社社外取締役（現任）

### 社外取締役候補者とした理由

酒井一郎氏は、現在創業から100年以上続くグローバルな建機メーカーにおいて代表取締役社長を務めており、長年にわたり経営全般に携わっております。そうした企業経営に係る豊富な知識と経験により培った中長期的かつ大局的な視点から、当社の企業価値およびサステナビリティ向上に資する適切なご助言をいただけることが期待できることから、社外取締役候補者といたしました。

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．長妻貴嗣氏、清水謙氏および酒井一郎氏は、社外取締役候補者であります。
３．長妻貴嗣氏、清水謙氏および酒井一郎氏は、現在当社の社外取締役でありますが、各氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって長妻貴嗣氏が４年、清水謙氏が２年、酒井一郎氏が１年であります。
４．当社は長妻貴嗣氏、清水謙氏および酒井一郎氏との間に、会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約にもとづく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。また、本議案をご承認いただいた場合には、当社は長妻貴嗣氏、清水謙氏および酒井一郎氏との当該契約を継続する予定であります。
５．当社は、長妻貴嗣氏、清水謙氏および酒井一郎氏を東京証券取引所の定めにもとづく独立役員として指定しております。各氏はそれぞれ一般株主との利益相反が生じるおそれがなく、同取引所の定めにもとづく独立役員の要件を満たしております。なお、各氏が再任された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。

## 第２号議案　監査役４名選任の件

監査役全員（４名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役４名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 | 候補者属性 | 現在の当社における地位 | 取締役会出席状況（2019年度） | 監査役会出席状況（2019年度） |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 佐瀬（させ）あかね | 新任 | 監査室長 | － | － |
| 2 | 中川（なかがわ）　幸三（こうぞう） | 再任 社外 独立 | 社外監査役 | 14/14回 100% | 13/13回 100% |
| 3 | 須藤（すどう）　修（おさむ） | 再任 社外 独立 | 社外監査役 | 13/14回 93% | 12/13回 92% |
| 4 | 忍田（おしだ）　卓也（たくや） | 新任 社外 | － | － | － |

再任　再任監査役候補者　　新任　新任監査役候補者　　社外　社外監査役候補者　　独立　東京証券取引所の定めにもとづく独立役員

候補者番号 1

## 佐瀬（させ）　あかね　（1962年12月28日生）　新任



所有する当社の株式数
**53,300株**

### 略歴、当社における地位および重要な兼職の状況

1985年 4 月　当社入社
2012年 6 月　当社監査室長（現任）

### 監査役候補者とした理由

佐瀬あかね氏は、入社以来当社の営業部門や企画部門に長く携わり、当社の内部監査部門の責任者を歴任するなど、当社事業内容や内部監査に関する豊富な経験および知識を有しており、それらを当社の監査業務に活かしていただけるものと判断し、監査役候補者といたしました。

候補者番号 2

## 中川（なかがわ）　幸三（こうぞう）　（1951年3月5日生）　再任　社外　独立



所有する当社の株式数
**8,400株**

2019年度
取締役会出席状況
**14／14回**
**（100%）**
2019年度
監査役会出席状況
**13／13回**
**（100%）**

### 略歴、当社における地位および重要な兼職の状況

1980年11月　デロイト・ハスキンズ・アンド・セルズ公認会計士共同事務所（現有限責任監査法人トーマツ）入所
1985年 2 月　公認会計士登録（現任）
2011年10月　中川幸三公認会計士事務所所長（現任）
2011年12月　税理士登録（現任）
　　中川幸三税理士事務所所長（現任）
2012年 6 月　当社常勤社外監査役（現任）
2015年 6 月　キーコーヒー株式会社社外取締役（監査等委員）（現任）

### 社外監査役候補者とした理由

中川幸三氏は、当社事業との関連性が高い企業会計や金融商品取引法に精通しており、公認会計士および税理士としての専門的知識および豊富な経験等を踏まえ、経営監視能力を十分に発揮することが期待できることから、社外監査役候補者といたしました。

候補者番号 3

# 須藤（すどう） 修（おさむ）（1952年1月24日生）

再任 社外 独立



所有する当社の株式数
**ー株**

2019年度
取締役会出席状況
**13／14回**
**(93%)**
2019年度
監査役会出席状況
**12／13回**
**(92%)**

## 略歴、当社における地位および重要な兼職の状況

1980年 4 月 弁護士登録（現任）
1999年 6 月 須藤・髙井法律事務所パートナー
2005年 9 月 株式会社バンダイナムコホールディングス社外監査役（現任）
2011年 6 月 三井倉庫株式会社（現三井倉庫ホールディングス株式会社）社外監査役（現任）
2016年 5 月 須藤綜合法律事務所パートナー（現任）
2016年 6 月 当社社外監査役（現任）
京浜急行電鉄株式会社社外監査役（現任）

## 社外監査役候補者とした理由

須藤修氏は、会社法をはじめとした企業法務全般に精通しており、弁護士としての専門的知識・経験等を活かし、当社の監査体制の強化が期待できることから、社外監査役候補者といたしました。

候補者番号 4

# 忍田（おしだ） 卓也（たくや）（1970年3月15日生）

新任 社外



所有する当社の株式数
**ー株**

## 略歴、当社における地位および重要な兼職の状況

1995年 4 月 弁護士登録（現任）
1999年 9 月 ヘインズ・アンド・ブーン法律事務所（テキサス州ヒューストン）入所
2000年 1 月 米国ニューヨーク州弁護士登録（現任）
2000年 7 月 あさひ法律事務所（現西村あさひ法律事務所）入所
2003年 1 月 あさひ・狛法律事務所（現西村あさひ法律事務所）パートナー（現任）

## 社外監査役候補者とした理由

忍田卓也氏は、弁護士としての専門的な知識にもとづき、M&A等企業組織再編や国際取引全般に精通しており、当社の経営全般の監視に活かしていただくことが期待できることから、社外監査役候補者といたしました。

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．中川幸三氏、須藤修氏および忍田卓也氏は、社外監査役候補者であります。
３．中川幸三氏および須藤修氏は、現在当社の社外監査役でありますが、両氏の社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって中川幸三氏が８年、須藤修氏が４年であります。
４．中川幸三氏、須藤修氏および忍田卓也氏は、直接会社経営に関与した経験はありませんが、それぞれの選任理由に記載のとおり社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
５．当社は中川幸三氏および須藤修氏との間に、会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約にもとづく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。
また、本議案をご承認いただいた場合には、当社は中川幸三氏および須藤修氏との当該契約を継続する予定であり、忍田卓也氏との間においても同様の契約を締結する予定であります。
６．当社は、中川幸三氏および須藤修氏を東京証券取引所の定めにもとづく独立役員として届け出ております。両氏はそれぞれ一般株主との利益相反が生じるおそれがなく、同取引所の定めにもとづく独立役員の要件を満たしております。なお、両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
７．忍田卓也氏は、一般株主との利益相反が生じるおそれがなく、東京証券取引所の定めにもとづく独立役員の要件を満たしておりますが、所属する法律事務所の方針により、独立役員として指定、届け出はおこなわない予定であります。

## 第３号議案　当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

当社は、2008年４月30日開催の当社取締役会において、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策」を導入し、直近では2017年６月28日開催の当社第73回定時株主総会において株主の皆様の承認をいただき継続（以下、継続後の対応策を「現プラン」といいます。）しておりますが、その有効期間は、本定時株主総会終結の時までとなっております。

当社は、現プランの有効期間満了に先立ち、2020年５月14日開催の当社取締役会において、本定時株主総会における株主の皆様の承認を条件に、現プランの一部を変更し、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます。）として継続することを決定いたしました。

本プランを決定した上記取締役会には、社外監査役３名を含む当社監査役４名全員が出席し、本プランは当社株式の大規模買付行為に関する対応策として相当であると判断される旨の意見を表明しております。

なお、現プランからの主な変更点は以下のとおりです。

①買付者等による大規模買付等に対する株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報を提供いただく期間に上限（60日）を設ける旨の定めを追加しました。

②新株予約権の行使が認められない者が有する新株予約権の取得の対価として金銭の交付をおこなわない旨を明記しました。

③その他一部語句の修正、文言の整理等をおこないました。

つきましては、本プランの更新につきましてご承認をお願いするものであります。

### １．本プランの目的・必要性

当社が本プランを継続する重要な背景として、当社事業特有の高い社会性があります。当社がお客様から受注するディスクロージャー書類の多くは、投資家が適切な投資判断をおこなうために法律・制度で定められたものであり、その内容の適正性や納期の厳格性は、一般の印刷物と大きく異なります。このため当社は、いわば資本市場に直結した一種の社会的インフラの一翼を担っているといえます。従って、当社事業の継続性は、お客様のみならず、資本市場に参加する投資家、市場関係者の活動の継続性とも強いつながりを持っています。また、株主総会招集通知と有価証券報告書のいずれかにおいて当社が50％以上のシェアを保有しているため、その影響は極めて大きなものがあります。

当社は、こうした事業特性が必然的にもたらす社会的責任の観点から、当社株式の大規模買付行為をおこなおうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報および時間ならびに大規模買付行為をおこなおうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを継続することといたしました。

なお、本プランにおいては、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、当社社外監査役、または社外の有識者で、当社の業務執行をおこなう経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会の勧告を最大限尊重するとともに、株主の皆様に適時適切に情報開示をおこなうことにより透明性を確保することとしております（独立委員会規程の概要は別紙１「独立委員会規程の概要」のとおりです。また、2020年５月14日時点において在任する独立委員会委員の略歴は別紙２「独立委員会委員の略歴（五十音順）」のとおりです。）。

当社株式における役員およびその関係者の株式保有比率は、当社が把握する限りにおいて、約40％となっております。しかしながら、当社は公開会社であることから、株主の皆様の自由な意思にもとづく取引等により当社株式が譲渡されるのはもちろんのこと、株主それぞれの事情により譲渡、処分、相続等がなされ、結果として当社役員およびその関係者の株式保有比率が低下あるいは分散化が進んでいく可能性を否定することはできません。

また、今後の事業拡大等に伴い設備資金等の調達が必要となった際、その調達方法は必ずしも金融機関からの借入れ等のみならず、資本市場からの調達も有力な選択肢となり、その場合には各株主の株式保有比率が希釈化される可能性もございます。

これらの事情を鑑みますと、当社の発行する株式の流動性が大きく増し、今後当社株式に対する企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するような大規模な買付行為等がなされる可能性が否定できないものであります。なお、当社は現時点において、当社株式の大規模買付行為に係る提案を受けておりません。

## ２．本プランの内容

⑴ 本プランに係る手続き

①対象となる大規模買付等

本プランは以下の(ⅰ)または(ⅱ)に該当する当社株券等の買付け、またはこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除く。係る行為を以下、「大規模買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付等をおこない、またはおこなおうとする者（以下、「買付者等」といいます。）は、あらかじめ本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

(ⅰ) 当社が発行者である株券等（注１）について、保有者（注２）の株券等保有割合（注３）が20％以上となる買付け

(ⅱ) 当社が発行者である株券等（注４）について、公開買付け（注５）に係る株券等の株券等所有割合（注６）およびその特別関係者（注７）の株券等所有割合の合計が20％以上となる公開買付け

②「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により提出していただきます。

具体的には、「意向表明書」には、以下の事項を記載していただきます。

なお、「意向表明書」をはじめ、買付者等から当社にご提供いただく書面はすべて日本語により表記していただきます。

(i) 買付者等の概要
- ㈠ 氏名または名称および住所または所在地
- ㈡ 代表者の役職および氏名
- ㈢ 会社等の目的および事業の内容
- ㈣ 大株主または大口出資者（所有株式または出資割合上位10名）の概要
- ㈤ 国内連絡先
- ㈥ 設立準拠法

(ii) 買付者等が現に保有する当社の株券等の数および「意向表明書」提出前60日間における買付者等の当社の株券等の取引状況

(iii) 買付者等が提案する大規模買付等の概要（買付者等が大規模買付等により取得を予定する当社の株券等の種類および数ならびに大規模買付等の目的（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付等の後の当社の株券等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等（注８）その他の目的がある場合には、その旨および内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

③「本必要情報」の提供

上記②の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付等に対する株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、「意向表明書」を提出していただいた日から10営業日（注９）（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を上記②(i)㈤の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、係る「情報リスト」に従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、上記の「情報リスト」に従い買付者等から提供していただいた情報では、大規模買付等の内容および態様等に照らして、株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、適宜回答期限を定めたうえ、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきますが、最終の回答期限日は、当社取締役会が「情報リスト」を買付者等に発送後60日（初日不算入）を超えないものとします。

なお、大規模買付等の内容および態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「情報リスト」の一部に含まれるものとします。

(i) 買付者等およびそのグループ（共同保有者（注10）、特別関係者およびファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名および職歴等を含みます。）
(ii) 大規模買付等の目的（「意向表明書」において開示していただいた目的の詳細）、方法および内容（経営参画の意思の有無、大規模買付等の対価の種類および金額、大規模買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株券等の数および買付等をおこなった後における株券等所有割合、大規模買付等の方法の適法性を含みます。）
(iii) 大規模買付等の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報および大規模買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要および当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
(iv) 大規模買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法および関連する取引の内容を含みます。）
(v) 大規模買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無および意思連絡がある場合はその内容および当該第三者の概要
(vi) 買付者等がすでに保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約または取り決め（以下、「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方および契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
(vii) 買付者等が大規模買付等において取得を予定する当社の株券等に関し、担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方および契約の対象となっている株券等の数量等の当該合意の具体的内容
(viii) 大規模買付等の後における当社および当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
(ix) 大規模買付等の後における当社の従業員、顧客、取引先および資本市場関係者その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
(x) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実とその概要および本必要情報の概要その他の情報のうち株主の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適時適切に開示いたします。

当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、直ちにその旨を開示いたします。

④取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知をおこなった後、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、以下の(i)または(ii)の期間（いずれも初日不算入）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定いたします。

(i) 対価を現金（円価）のみとする公開買付けによる当社全株券等を対象とする公開買付けの場合には60日間

(ii) その他の大規模買付等の場合には90日間

ただし、上記(i)(ii)いずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会が必要と認める場合には延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間および当該延長期間が必要とされる理由を買付者等に通知するとともに株主の皆様に開示いたします。また、延長の期間は最大30日間とします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討等をおこなうものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重に取りまとめ、買付者等に通知するとともに、適時適切に株主の皆様に開示いたします。

また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付等に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様に代替案を提示することもあります。

⑤対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記④の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案と並行して、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告をおこなうものとします。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行をおこなう経営陣から独立した第三者（弁護士、公認会計士、投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の(i)または(ii)に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、直ちに情報開示いたします。

(i) 独立委員会が対抗措置の発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が上記２.(1)本プランに係る手続きを遵守しなかった場合、または別紙３に掲げる類型等を斟酌して、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められるため、対抗措置を発動することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

(ii) 独立委員会が対抗措置の不発動を勧告する場合

(i)に定める場合を除き、独立委員会は、当社取締役会に対して、対抗措置の不発動を勧告します。

⑥取締役会の決議

当社取締役会は、上記⑤に定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、係る勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から直ちに対抗措置の発動または不発動の決議をおこなうものとします。

当社取締役会は、上記の決議をおこなった場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、直ちに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示をおこないます。

⑦対抗措置の中止または発動の停止

当社取締役会が上記⑥の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後、または発動後においても、(i)買付者等が大規模買付等を中止した場合、または(ii)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告にもとづき、または勧告の有無もしくは勧告の内容にかかわらず、対抗措置の中止または発動の停止をおこなうものとします。当社取締役会は、上記決議をおこなった場合、直ちに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示をおこないます。

⑧大規模買付等の開始

買付者等は、上記①から⑥に規定する手続きを遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動または不発動の決議がなされるまでは、大規模買付等を開始することはできないものとします。

⑵ 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記⑴⑥に記載の決議にもとづき発動する対抗措置としては、原則として、新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当てをおこなうこととします。ただし、会社法その他の法令および当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適当と判断される場合には当該その他の対抗措置を用いることもあります。

本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙４「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりといたします。なお、行使条件を充足しないことにより新株予約権の行使が認められない者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することは想定しておりません。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後、または発動後においても、上記⑴⑦に記載のとおり、対抗措置の中止または発動の停止を決定することがあります。たとえば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付等を中止し、当社取締役会が上記⑴⑦に記載の決議をおこなった場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落ち日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

⑶ 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会にて承認が得られた場合には、2023年６月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。

ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社定款上取締役の任期は１年でありますので、当社取締役の選任を通じて株主の皆様のご意向を示していただくことが可能であるほか、当社の株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更または廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実および（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示をおこないます。

## 3．本プランの合理性

⑴ 基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株式に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉をおこなうこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものであります。

⑵ 株主の共同の利益を損なうものではないこと

本プランは、経済産業省および法務省が2005年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める３原則（「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」「事前開示・株主意思の原則」「必要性・相当性確保の原則」）をすべて充足しており、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年６月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

⑶ 会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議および勧告を客観的におこなう取締役会の諮問機関として当社の業務執行をおこなう経営陣から独立した者から構成されている独立委員会を設置しております。

また本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされていることから、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

## 4．株主の皆様への影響

⑴ 本プランの継続時に株主および投資家の皆様に与える影響

本プランの継続時には、本新株予約権の発行自体はおこなわれません。従って、本プランがその継続時に株主および投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、上記２.⑴に記載のとおり、買付者等が本プランを遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主および投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意ください。

⑵ 本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てをおこなう場合には、別途定める割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式１株につき本新株予約権２個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主および投資家の皆様が保有する当社株式１株当たりの価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主および投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利または経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記２.⑴⑦に記載の手続き等に従い、当社取締役会が発動した対抗措置の中止または発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。たとえば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し、本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主および投資家の皆様が保有する当社株式１株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式１株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買をおこなった投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使または取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使または取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主および投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

⑶ 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要となる手続き

当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての決議をおこなった場合には、当社取締役会において割当て期日を定め、これを公告します。割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に新株予約権が無償にて割当てられ、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となります。

また、株主の皆様には、新株の取得のために所定の期間内に本新株予約権を行使していただく必要が生じる可能性があります（その際には一定の金銭の払込みをおこなっていただきます。）。ただし、当社が取得条項を付した本新株予約権の取得の手続きをとる場合には、買付者等以外の株主の皆様におかれましては、本新株予約権を行使していただくことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、払込み等の手続きは不要となります。

以上のほか、割当て方法、行使の方法および当社による取得の方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議がおこなわれた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用ある法令および金融商品取引所規則にもとづき、適時適切に開示または通知をおこないますので、当該開示または通知の内容をご確認ください。

(注１) 金融商品取引法第27条の23第１項に定義されます。以下、別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後において、これらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。

(注２) 金融商品取引法第27条の23第１項に規定される保有者をいい、同条第３項にもとづき保有者に含まれる者を含みます。

(注３) 金融商品取引法第27条の23第４項に定義されます。以下同じとします。

(注４) 金融商品取引法第27条の２第１項に定義されます。以下(ii)において同じとします。

(注５) 金融商品取引法第27条の２第６項に定義されます。以下同じとします。

(注６) 金融商品取引法第27条の２第８項に定義されます。以下同じとします。

(注７) 金融商品取引法第27条の２第７項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第１号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第３条第２項で定める者を除きます。以下同じとします。

(注８) 金融商品取引法第27条の26第１項、金融商品取引法施行令第14条の８の２第１項および株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。

(注９) 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第１条第１項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。

(注10) 金融商品取引法第27条の23第５項に定義される共同保有者をいい、同条第６項にもとづき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。

以　上

（別紙１）

## 独立委員会規程の概要

１．独立委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断および対応の客観性および合理性を担保することを目的に、取締役会の諮問機関として、設置される。

２．独立委員は、３名以上とし、当社の業務執行をおこなう経営陣から独立した、⑴社外取締役、⑵社外監査役または⑶社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議にもとづき選任される。なお、当社は、独立委員との間で、善管注意義務および秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。

３．独立委員会の委員の任期は、選任のときから１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日または別途当該独立委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。

４．独立委員会は、当社代表取締役または各独立委員が招集する。

５．独立委員会の議長は、各独立委員の互選により選定される。

６．独立委員会の決議は、原則として、独立委員全員が出席し、その過半数をもってこれをおこなう。ただし、独立委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、独立委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれをおこなう。

７．独立委員会は、以下の各号に記載される事項について審議のうえ決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。

⑴ 本プランに係る対抗措置の発動の是非

⑵ 本プランに係る対抗措置の中止または発動の停止

⑶ 本プランの廃止および変更

⑷ その他本プランに関連する相当な範囲において当社取締役会が独立委員会に諮問する事項

各独立委員は、独立委員会における審議および決議においては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれをおこなうことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

８．独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役または従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見または説明を求めることができる。

９．独立委員会は、その職務の遂行にあたり、当社の費用で、当社の業務執行をおこなう経営陣から独立した外部専門家（弁護士、公認会計士、投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

以　上

（別紙２）

**独立委員会委員の略歴（五十音順）**

忍田　卓也　（おしだ　たくや）

1995年４月　弁護士登録（現任）
1999年９月　ヘインズ・アンド・ブーン法律事務所（テキサス州ヒューストン）入所
2000年１月　米国ニューヨーク州弁護士登録（現任）
2000年７月　あさひ法律事務所（現　西村あさひ法律事務所）入所
2003年１月　あさひ・狛法律事務所（現　西村あさひ法律事務所）パートナー（現任）

須藤　修　　（すどう　おさむ）

1980年４月　弁護士登録（現任）
1999年６月　須藤・髙井法律事務所パートナー
2005年９月　株式会社バンダイナムコホールディングス社外監査役（現任）
2011年６月　三井倉庫株式会社（現　三井倉庫ホールディングス株式会社）社外監査役（現任）
2016年５月　須藤綜合法律事務所パートナー（現任）
2016年６月　当社社外監査役（現任）
　　京浜急行電鉄株式会社社外監査役（現任）

中川　幸三　（なかがわ　こうぞう）

1980年11月　デロイト・ハスキンズ・アンド・セルズ公認会計士共同事務所（現　有限責任監査法人トーマツ）入所
1985年２月　公認会計士登録（現任）
2011年10月　中川幸三公認会計士事務所所長（現任）
2011年12月　税理士登録（現任）
2012年６月　当社常勤社外監査役（現任）
2015年６月　キーコーヒー株式会社社外取締役（監査等委員）（現任）

以　上

（別紙３）

**当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型**

1．買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株券等を当社または当社関係者に引き取らせる目的で当社の株券等の取得をおこなっているまたはおこなおうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合

2．当社の会社経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先または顧客等の当社または当社グループ会社の資産を当該買付者等またはそのグループ会社等に移転する目的で当社の株券等の取得をおこなっていると判断される場合

3．当社の会社経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を当該買付者等またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株券等の取得をおこなっていると判断される場合

4．当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいは係る一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株券等の高価売り抜けをする目的で当社の株券等の取得をおこなっていると判断される場合

5．買付者等の提案する当社の株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株券等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付け等をおこなうことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合

6．買付者等の提案する当社の株券等の買付条件（買付対価の種類および金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期および方法を含みます。）、違法性の有無ならびに実現可能性等を含むがこれらに限られません。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切なものであると判断される場合

7．買付者等による支配権の取得により、当社株主はもとより、顧客、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値・株主共同の利益の著しい毀損が予想されるなど、当社の企業価値・株主共同の利益の確保または向上を著しく妨げるおそれがあると判断される場合

8．買付者等が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該買付者等が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後すると判断される場合

9．買付者等が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断される場合

10．その他１．から９．までに準じる場合で、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

以　上

（別紙４）

**新株予約権無償割当ての概要**

１．本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下、「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除く。）の２倍の数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数といたします。

２．割当対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除く。）１株につき２個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをいたします。

３．本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日といたします。

４．本新株予約権の目的である株式の種類および数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下、「対象株式数」といいます。）は、１株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数といたします。ただし、当社が株式の分割または株式の併合等をおこなう場合は、所要の調整をおこなうものといたします。

５．本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容および価格

本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式１株当たりの金額は、１円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額といたします。

６．本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものといたします。

７．本新株予約権の行使条件

⑴特定大量保有者（注11）、⑵特定大量保有者の共同保有者、⑶特定大量買付者（注12）、⑷特定大量買付者の特別関係者もしくは⑸これら⑴から⑷までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け、もしくは承継した者、または⑹これら⑴から⑸までに該当する者の関連者（注13）（これらの者を総称して、以下、「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものといたします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものといたします。

8．当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引き換えに本新株予約権１個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものといたします。本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものといたします。

なお、非適格者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することは想定しておりません。

9．対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合、その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものといたします。

10．本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものといたします。

以　上

(注11) 当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

(注12) 公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の２第１項に定義される株券等を意味します。以下、本注において同じとします。）の買付け等（金融商品取引法第27条の２第１項に定義される買付け等を意味します。以下、本注において同じとします。）をおこなう旨の公告をおこなった者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第７条第１項に定めるものを含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

(注13) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され、もしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第３条第３項に定義される場合をいいます。）をいいます。

以　上

# 株主総会会場ご案内図

## 第一ホテル東京　４階「プリマヴェーラ」

東京都港区新橋一丁目２番６号 ／ TEL（03）3501－4411






### 交 通

- ＪＲ 新橋駅 ▶ 日比谷口 より 徒歩約２分
- 東京メトロ銀座線 新橋駅 / 都営浅草線 新橋駅 ▶ ７番出口 より 徒歩約２分
- 都営三田線 内幸町駅 ▶ A２出口 より 徒歩約３分
- ゆりかもめ 新橋駅 ▶ 徒歩約５分

### 株主総会LIVE配信のご案内

当社ではより多くの株主様に株主総会の様子をご覧いただけるよう、株主総会のLIVE配信をおこないますので、是非ご視聴ください。
詳細は同封のご案内をご参照ください。

**NAVITIME**

出発地から株主総会会場までスマートフォンがご案内します。
スマートフォンでＱＲコードを読み取りください。


ディスクロージャー実務を支援する PRONEXUS

この招集ご通知は、当社が開発した **PRONEXUS WORKS（カラー対応版）** により作成したものであります。

VEGETABLE OIL INK

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。